

日本制度通

皇位御繼承の事	三種神器の事	皇族の事	祭祀の事	朝禮の事	詔勅の事	印璽の事	改元の事	頒曆の事	宮殿の事	山陵の事	樂舞の事	服忌觸穢の事
---------	--------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	--------

卷一

030773-001-0

322.1-H121n

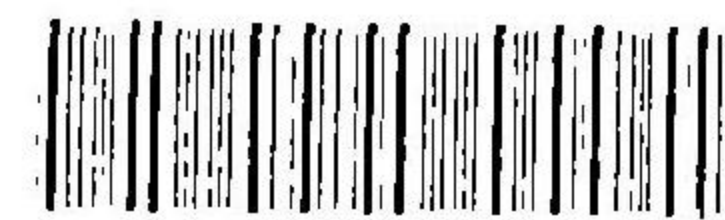
日本制度通

萩野 由之

小中村 義象 / 著

M22-23

BBB-0301



322.1

H121n

日本制度通

一

卷一

皇位御繼承の事
三種神器の事
右妃の事
皇族の事
祭祀の事
朝禮の事
詔勅の事
印璽の事
改元の事
頒曆の事
宮殿の事
山陵の事
樂舞の事
服忌觸穢の事

322.1

H12/m

らよなき心を費すものにしてうまう考得んこ
とはういとなんあまの心をおよそつていは
歴史の事實を——のこよそ人の身よ骨
と肉をこるはつて體をなしたんこのそと政理法
制を考へ得んは血脈よめと氣息乃と
よがしこたにひくこつてこを精神多し
て活動の事業をよめはれされむじ

よまたまのそんこの學志こよそん入は
て官職禮儀刑法食貨地理乃こよそ
をわそ類をあらめこ書ののれこ思ゆあ
事とそはら書とそ巻のこよそとおほく志
かんからかそのかつこはこたにけつこ
享保のそ伊藤の博士のあはせる制を通
て文のそよこし假字書よそあれ

文科大學教授文學博士小中村清矩識

日本制度通

例言

凡史を讀むもの。制度の沿革を知らざれば、其盛衰變遷の故と詳よすること能はず。然きども從來其種の書ふ乏しく。希は大日本史の志類。伊藤東涯の制度通の如きあれども。或は浩漭。或は太簡よして。初學よ便ならず。此書の其缺陷を補はん爲ふ編修せしものなり。

凡此書の事實を叙述すると主として。濫は著者の論斷と加へず。畢竟事状既よ明なれば。變遷

推移の理ゆのづら知らるればなり。事實を正しき古書中の膏腴を抽繹せり。且其書名を註記せしむ。讀者の原ふ溯らんと欲するものみ便せんとなり。

凡挿画の。文辭と相表裏して。事物の狀態と明よせん爲す。傳來正しきものよ就て描寫せり。觀の美の爲ふ徒設せしものふあらず。

凡文辭の平易簡明と主とし。つとめて奇僻を避けたり。然れども國史上の専門語の間これと用ひたり。蓋之よ回りて。當時の事態と發明を

ることあればなり。

凡事皇上に關するものも。平頭闕字の例は由らず。紙幅の短縮を欲さればなり。敢て敬意を失ひしはあらず。

凡此書に。有史以來を分ちて五期とす。神武天皇の紀元以前を太古とし。紀元元年より皇極天皇の三年まで。凡一千三百四年間と上古とし。孝徳天皇の大化元年より。安徳天皇の壽永四年。即鎌倉幕府創置の前まで。凡五百四十一年間と中古とし。後鳥羽天皇の文治二年より。孝

明天皇の慶應三年まで。凡六百八十二年間。即
武家執政の時代と近世と。今上天皇の明治
元年以降と今代とす。

明治二十二年八月

日本制度通 總目錄

卷一

皇位御繼承の事

三種神器の事

后妃の事

皇族の事

祭祀の事

朝禮の事

詔勅の事

印璽の事

改元の事

頒曆の事

宮殿の事

山陵の事

樂舞の事

服忌觸穢の事

卷二

氏族の事

官制の事

位階勲位の事

俸祿の事

律令格式の事

刑法の事

學制の事

兵制の事

都府の事

國郡郷庄の事

卷三

考績任叙の事

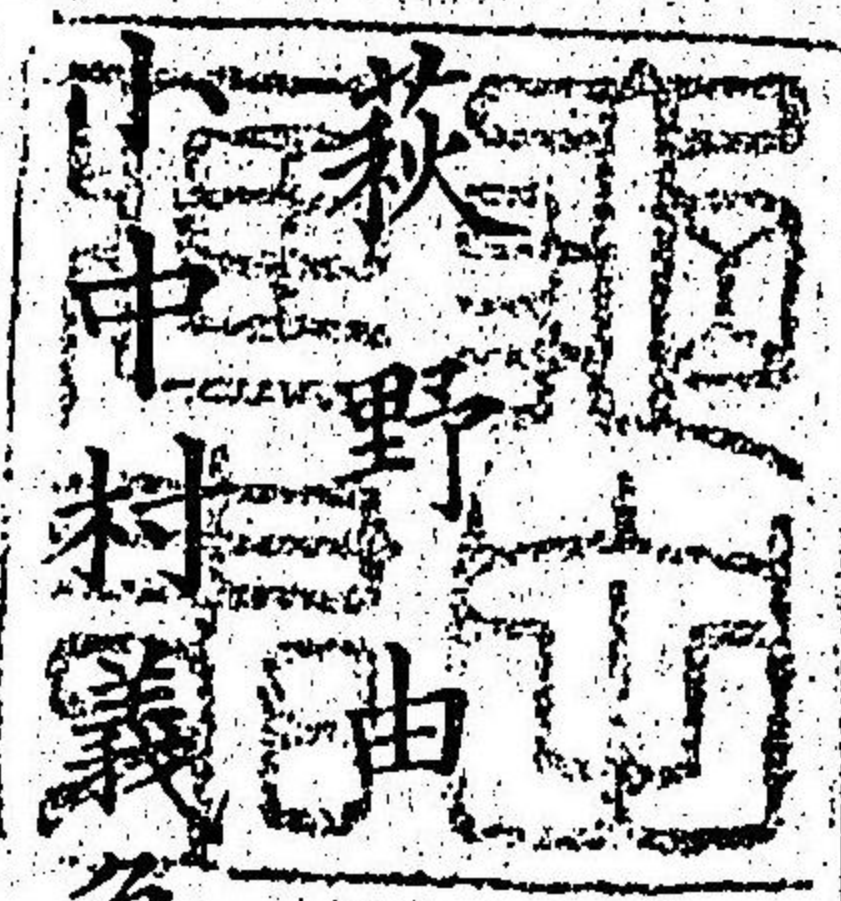
戸籍の事

- 田制の事
- 租税の事
- 貨幣の事
- 度量衡の事
- 服制の事
- 運輸の事

日本制度通卷一

皇位御繼承の事

恭しく惟る。我皇統を太古より。天祖天照大神の子孫。世々相繼承したまふを法とす。故小古語。皇位と稱して。天日嗣の高御座と云ひ。或天日嗣之位ともいへるなり。初め天孫降臨の時。天祖詔して。豊葦原の千五百秋の瑞穂國を。吾子孫



秋野由山之
中村義象 同著

の王とままきづき地なり。爾皇孫就て治しめせ。寶祚の隆えまさむとの。天壤と共ふ窮りあつちづきものぞとのりあまへり。爾来一系連綿として。今ふ至りてうはりたまふとなし。蓋君臣の名分。この大詔は明らうふ。建國の基礎。既ふこの時よ定まればなり。日本紀。古事記。

皇統ハ一系ふして。嫡流の皇太子之を繼承したまふと法とす。古語ハ太子と稱して。日嗣之御子といへるふ。即この故なり。但し時ありて。皇太弟、皇后、皇子、皇女、若くハ諸王より。直ふ大統と繼承

せられしともあり。これ萬機の政。一日も空しくすべからざるを以てなり。その皇后。及び皇女、諸王の大統を繼がせたまふハ。非常の儀ふして。素より祖宗の恒典ふあらむ。日本紀以下國史。

上古よき。先帝崩後。皇太子直ふ皇位と繼承したまふを法とせられたりき。神武天皇以下。武烈天皇よ至るまで。廿五代の間。嘗て讓位の事をなきをこの故なり。繼體天皇位を安閑天皇よ讓りて。即日崩御せられし以来。受禪讓位の端と啓き。聖武天皇。いまだ壮年ふて。位を皇太子ふ讓り。みづら

らひ。太上天皇よて。政務は關りたまはざりし
と起りてより。遂は後世までの流例となり。歷
代讓位の儀ありしもの。尤て五十八帝の多きふ
及びたり。これ素より。止むと得ざる事故あるよ
よれりといへども。佛法の流行。外戚の專横など。
一の原因と為し。ものと云ふべし。日本紀續日
本紀御代始

三種神器の事

三種の神器とい。天孫降臨の時。天祖の御手づら
ら授けたまひしものふりて。八咫鏡。天叢雲劍。八

尺瓊曲玉を云ふなり。このとき天祖天孫小詔し
て曰。吾兒この鏡を視まさむと。將は吾と視るが
如くすべし。殿を同じくして齋さまつれと。瓊々
杵尊崩じて。彦火々出見尊之を傳へ。彦火々出見
尊崩じて。鸕鷀草葺不合尊之を傳へ。葺不合尊崩
じて。神武天皇之と傳へたまふ。神武天皇より以
來。歷世の天皇。皆之を傳へたまひしと。太古の故
事の如く。以て當今に至れり。これ我天皇傳國の
神璽よりて。皇統とともふ天壤無窮なるものな
り。古事記
日本紀

八咫鏡。八咫鏡ハ。天照大神。天岩戸小隠カクレらせた
 まひし時。石凝姥命イシカゲノハハメ小科せて。作らしめたまひし
 ものなり。天祖の詔小従ひて。瓊々杵尊以来。同殿
 共床トモトドに齋イハヒき奉りたまひし。崇神天皇の時紀元五百。
 九年。宮中を出し奉り。皇女豐トヨ歙サキ入イリ姫命ヒメノミコトを託ツカサして。
 倭の笠縫邑カサヌイに祭りたまひき。垂仁天皇の皇女倭
 姫命ヤマトヒメノミコト。豐歙入姫命トヨサキイリヒメノミコトを代りて。之を奉祭し。遂に伊勢
 國度會郡五十鈴川上イセノクニノカミに齋宮と建て、祀りたま
 ふ。いまの太神宮タカミヤこれなり。古事記。日本紀。皇
 崇神帝の護身の璽シとして。摸造モツゾウたまひし神鏡

を。歷世賢所レキセキケンジョに奉祀せられし。村上天皇天德以
 後。内裏焼亡ウチノミヤヤクマツせしこと數回なりし。ハ。神鏡も其災
 小罹りたまひ。聊毀損シカシニイタズラせさせ賜ひつれど。威靈イニハ
 昔イマよかはらせ給はずといふ。日本紀畧。小右記。百
 天叢雲劍アマノモリノツルギ。天叢雲劍アマノモリノツルギ。草薙劍クサナヒノツルギと云ふ。素盞スサノ烏
 尊ノミ。八岐大蛇ヤマトオホヘビと斬りて。獲たまひしと。後天照大神
 小奉り。大神更ミタカ小皇孫ミコノミマに授けたまひしものなり。
 これも崇神天皇の時。御鏡ミタマシヅメと共に宮中と出て。伊
 勢國イセノクニに在しと。景行天皇の時。日本武尊ヤマトタケル之を奉
 ず。尾張國オウヱノクニ小至り。後遂ノチニよその所トコロに奉祭イハヒせり。今の

熱田太神宮即是なり。古事記。日本紀。熱田縁起。

摸造の御劔ハ。世々宮中小ありて。神鏡と共に奉祀せられし。壽永の大亂。海底に沈みて失せたまへり。尔來清涼殿なる。晝御座劔と以て。寶劔ふ充てたまへり。土御門天皇御世の初め。伊勢より御劔と奉らまし以後ハ。永くそれと以て。神劔と爲したまふといなれり。禁秘抄。神皇正統記。
八坂瓊曲玉。八坂瓊曲玉ハ。御鏡と全トク。天照大神。天岩戸アモノイハ不隠フカクらせたまひし時。天明玉命アケノタマノミコの作アまカるものなり。こゝを崇神天皇の時アも改め作り

たまを以。常々大御身の守として。安置したまひしなり。されど度々の延焼もあつたりたまはず。壽永の大亂スエふも。失せさせたまはざりしなり。禁秘抄。神皇正統記。

抄。神皇正統記。

のれハ。三種神器の。天祖手授のものハ。一ハ伊勢。一ハ尾張。一ハ禁中イありて。摸造の鏡劔ハ。毀損したまひしともあれど。神代以來の真器也。今イ存して異變なきハ。貴き限りふして。皇統連綿。天壤と共に無窮に垂れたまふ神勅。火とこるよりも明らうなるとなり。古人の説ふ。子孫可王の

338090

神勅ハ。君臣の大義と明よし。同殿共床の勅語ハ。父子の親と教ふるものなりといへるハ。その意と得たりといふべし。

后妃の事

上古ハ。天皇の御母。及び御祖母等と。總て皇祖母尊オホキサキと申し。御嫡妻と。オホキサキと申し。次とキサキと申し。概してハミメと称へたりき。

古事記。日本紀。万葉集。大寶の制。紀元一千三百六十年。始めて郡皇祖母尊と。太皇太后。又太皇太妃。皇太后。又皇太妃。と云

ひ。オホキサキを皇后。キサキを妃。二人。四品以上。王な。夫人。三人。三嬪。位以上。五と定めらる。その中。大皇太后。皇太后。皇后と三宮と稱へ。又中宮といふ。中宮職ありて。その啓令と吐納するを掌りき。

令義解。

皇后ハ。多くハ皇胤と擇びたまひ。尊卑の名分。甚嚴なり。一。聖武天皇以來。紀元一千三百年代。藤原氏政を專ふするに至りてハ。臣下の女。入りて皇后となるものも少あらぬとありて。大古制小戻れり。續日本紀以下國史。

桓武仁明の朝の頃より。紀元一千四百年代。女御及び更

衣といふもの出来て。後宮ふ侍り。清和光孝の朝以

來。紀元一千五百御息所ハヤトといふ称始まりて。妃、夫

人、嬪の称ハ。甚希れハなりふたり。類聚國史。榮花物語。禁秘抄。

中宮とい。もと三宮の總稱なりしを。延喜以降ハ。

唯皇后の別称とあり。一條天皇以來ハ。皇后中宮

并立ちたまふともありて。大ニ名分と紊る。其位

號の尊きハ。皇后ふありといへども。寵幸の渥き

とい。中宮ニ歸し。爾後相沿て遂ふ流例となれり。

その皇后、中宮共ふ院號と蒙りたまふふときも。

まく當時ふ大鏡。日本紀畧。職原鈔標注別記。

更衣の称ハ。早く絶え。御息所ハ後世ハハ。親王の

御配偶のハを称する事とふれり。典侍ハもと女

官なるハ。後世ハ寢御ふ預るものハとふれり。

右の后妃ハ奉仕する。女官の職員ハ。大寶令ハ。内

侍司以下。十二の女司ありて。尚侍ハなどハ最も貴

顯のものハありしハ。後世ハ其稱もハふくなり。典侍、

掌侍命婦の外ハ。女藏人ハ得選ハ刀自ハ采女ハの類の官

職ありて。後宮の事と掌れり。令義解。禁秘抄。

皇族の事

上古ハ皇子を稱して直ハ某皇子といハ。皇女を
 稱して。某皇女といハ。或ハ某王。某女王といハし
 を。日本紀大寶の制ハ。皇兄弟皇子を親王一世とす。
 皇孫、二世皇曾孫、三世皇玄孫四世までと諸王とす。五世王
 ハ王名と得といハども。皇親の限ハあらず。その
 名籍ハ正親司これと掌る。その官位ハ親王ハ一
 品より四品ハ至リ。四階諸王ハ正一位より從五位
 下ハ至る。十四階親王ハ一にて品ハ叙せられざるも
 のと。無品親王といハ。その親王諸王の子ハ父の
 蔭ハよりて。位を得るあり。

凡て皇族ハ。不課として賦役を免し。親王ハ。食
 封及び位田を賜ハ。文學、家令、家扶、家從、書吏、及び
 帳内等の職員を附せられ。諸王ハ。春秋ハ時服
 料を賜ハ。其位あるものハ。各位田とたまハ。皇
 女ハ。内親王と稱シ。二世以下四世までと。女王と
 稱して。皇親の列ナリ。共ハ品位を賜ハ。又親王以
 下。口分田を賜ハ。常人と同トウるべシ。今義
 後紀元二十一年代四親王宣下といハ。始まりてハ。皇
 兄弟皇子といハども。宣下と蒙らざれば。親王と

称さるると得ず。又皇族蕃衍して。多く府庫と費
 すを以て。皇子ふ直ま姓を賜ひて。人臣となまを
 起りたり。白河天皇以後紀元一千七。法親王も出
 來しうべ。親王の數は漸少くふりぬ。諸王も早く
 臣列とふるもの多くして。後ふ只白河伯家王
 王氏の號と傳ふることありしのみ。續日本紀。日
本後紀。姓氏
錄。西官記。皇
胤紹運錄。延曆以降。封戸の制漸おとろしうば。親王に
ハ諸國の目サロシ史生各一人の公ダ廨と給ふことくあ
 る。之と年官といへり。除目抄。

親王の居所と。某宮と称せしとい最古し。然れど
 も。その宮號と歷代繼承せしハ。四辻宮。五辻宮。常
 類。高倉天皇の頃より始まりて。紀元一千八。漸其
 數あり。武家執政の世となりて。皇族多し。僧
 となりて。寺門ふ入りたまひ。徳川氏の初より伏
 見。桂。有栖川の三家を親王家とし。其外ハ。佛門
 又ハ臣列ふ入らむ。六代將軍家宣の時。新ハ。關
 院宮と立てし。四家となし世襲す。万一の事あら
 む時ハ。入りて大統を承ぎたまふべき御家と
 定められたり。皇胤紹運錄。纂輯。その餘ハ。鎌倉以
御系圖。折焚柴記。

來の制は倣ひて。輪王寺、仁和寺、大覺寺、聖護院、青蓮院等の十二寺を宮門跡と定め。法親王の住職

したまふ所とありぬ。光臺一覽 雲上明覽

按ずるふ。伏見宮の。崇光天皇の皇子榮仁親王より出てたまへり。有栖川宮の。後陽成天皇の皇子好仁親王より出てたまへり。桂宮の。正親町天皇の皇子誠仁親王より出てたまへり。閑院宮の。東山天皇の皇子直仁親王より出てたまへるなり。

皇女住職の寺の。比丘尼御所と稱へ。大聖寺、寶鏡

寺、曇華院、光照院以下。まゝ十數寺ありき。雲上明覽

維新の後。門跡、比丘尼御所と廢し。官方庶子の僧と為るを禁じ。悉復飾せさせ。白川宮、小松宮、久通宮等の稱を立てさせ賜ひ。又皇親の世數及び賜姓の制と定められ。四親王家の外。新列親王と。二代目より華族と列せらるゝとあり。又令して。皇子女の。親王の宣下ふ及むず。直ふ親王と稱ふるを得るの制を定められたり。圖書寮 記録

祭祀の事

我邦の古昔より。敬神祭祀の禮甚嚴ふして。これと

以て政道の基とし給ひき。これ皇統ハ。天神の裔ミコなるを以て。その本ふ報い。併せて蒼生を愛きたまふ所以なり。此を以て祭政一致よりて。其別あらざりき。日本紀古事記祝詞式

大寶の制。天神地祇の祭祀ハ。神祇官常典ふ依りて之を行ひ。大祀、中祀、小祀の差あり。大祀ハ一月齋し。中祀ハ三日齋し。小祀ハ一日齋す。その幣帛ハ。祭事ふ預る長官親ら檢校して。穢るゝとす。

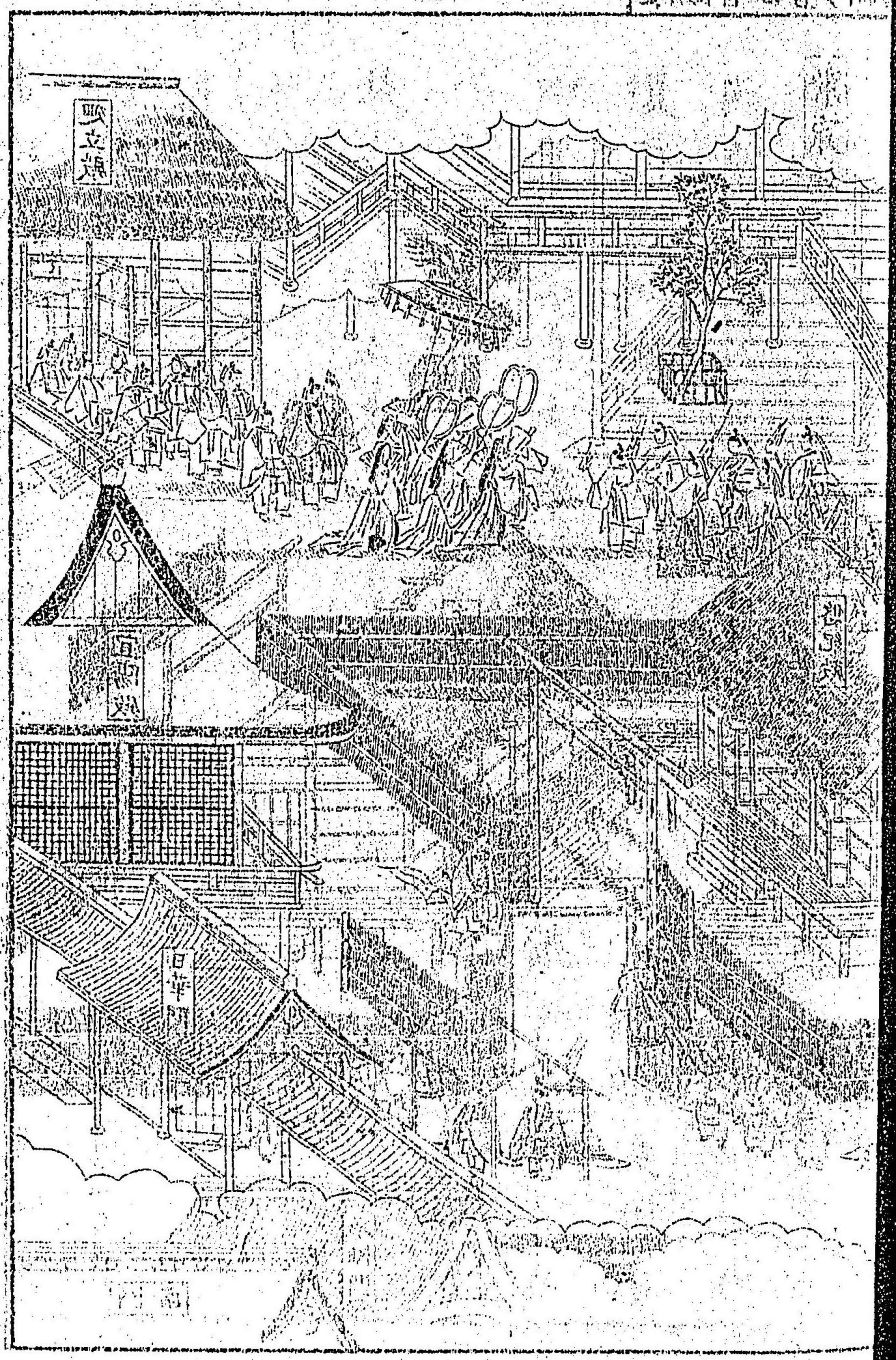
大祀令義

大嘗祭

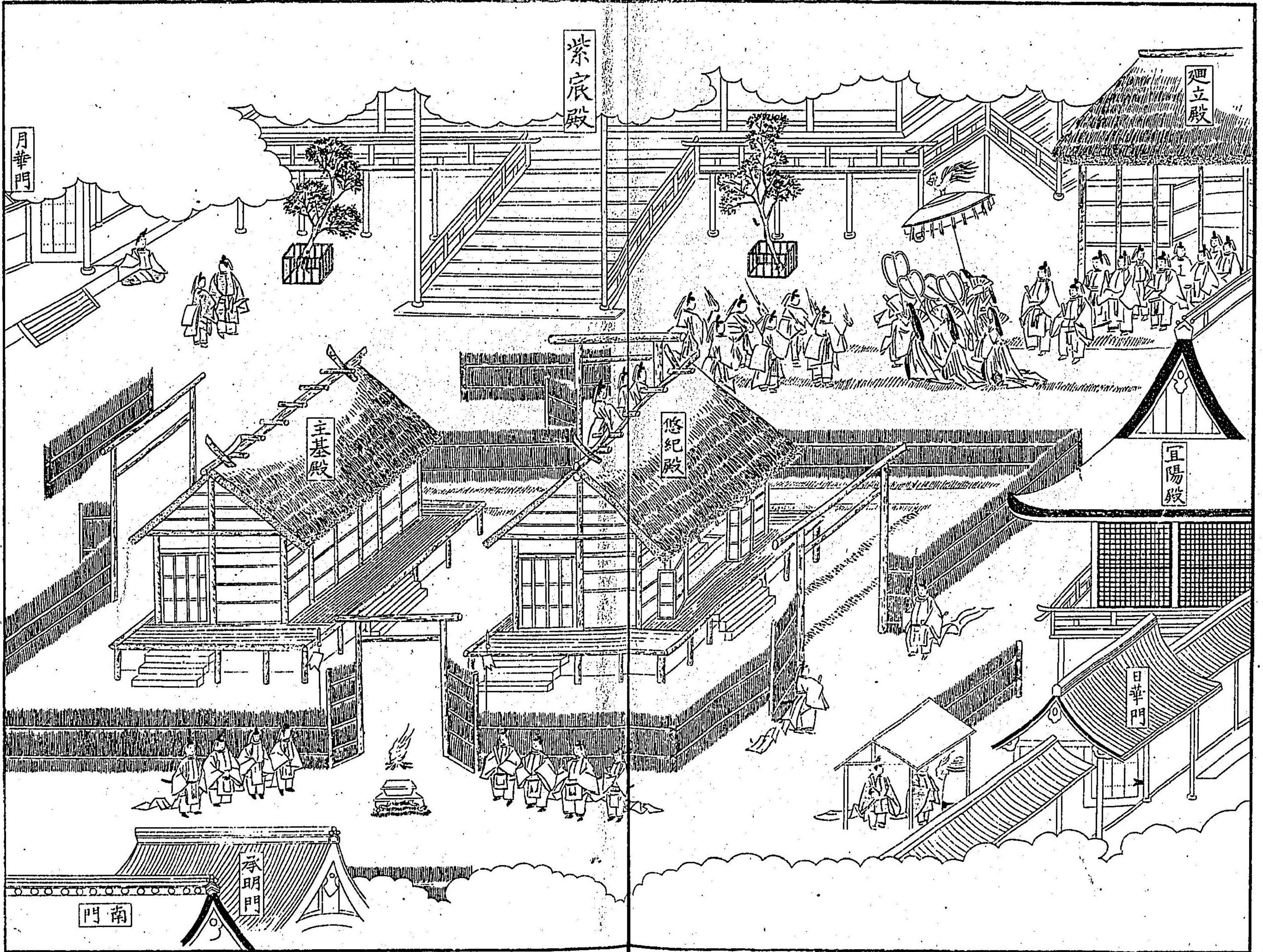
大嘗祭ハ。天皇位ふ即きたまひて。天祖を始め奉り。天神地祇を祭らせたまふ大祀よりて。その由來最久し。古々大嘗或ハ新嘗ともいひて。その別あらざりし。天武天皇以來。紀元一千三百三十年代毎小行ふを大嘗とし。年毎小行ふを新嘗とす。令義解。令抄。中臣壽詞。古事記。神祇志料。大寶の制。七月以前位ふ即きたまひ。當年事を行ひ。八月以後ハ明年事を行ふ。その日も。十一月下卯と用ふ。凡散齋一月。致齋三日。その供神の大幣ハ。九月より

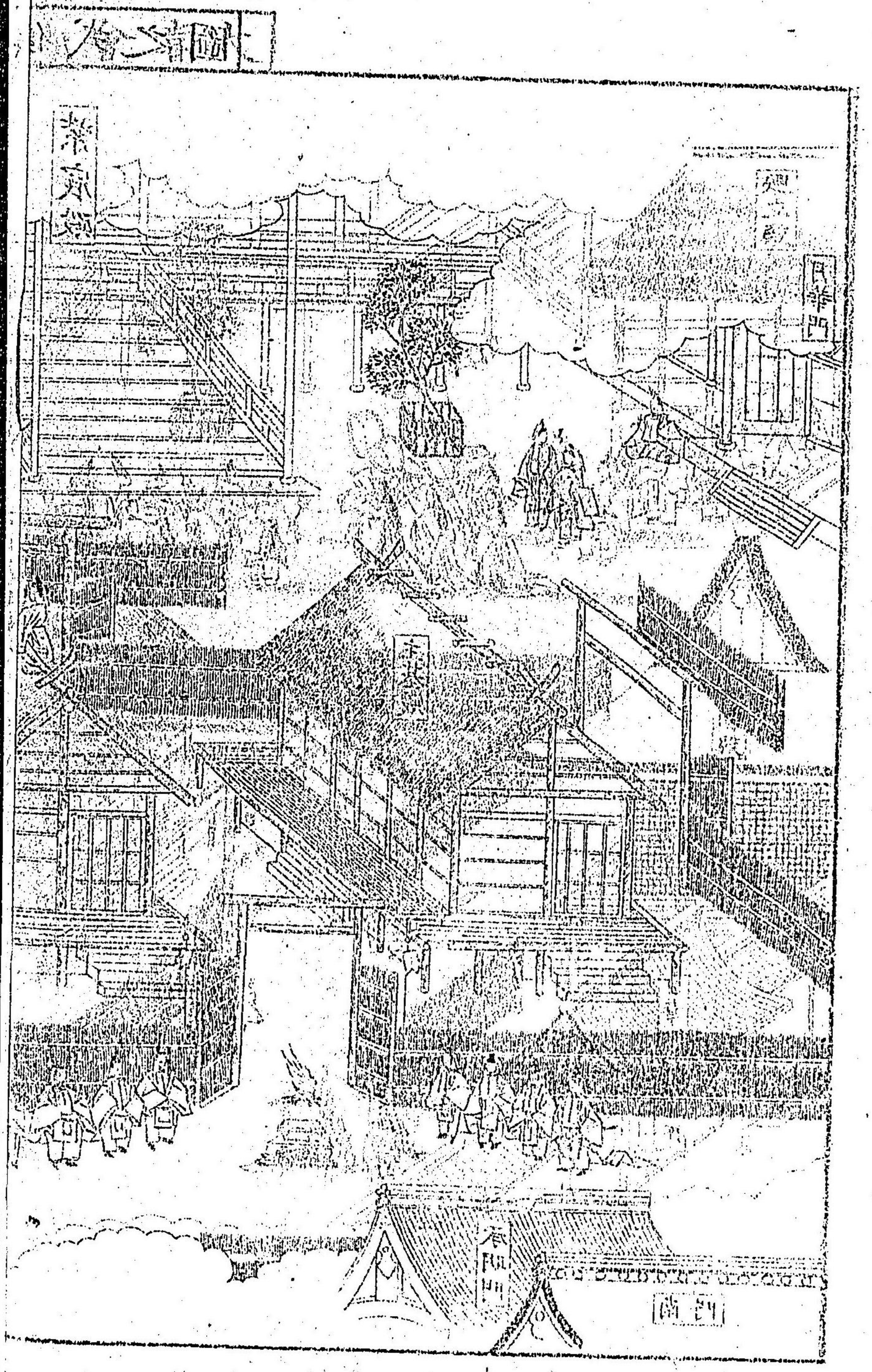
始めて、三月の内不造り了らしめ、その祭儀を
 悠紀主基の國司專ら之を行ふ。悠紀ハ天神と
 祀り。主基ハ地祇を祭るなり。令義解續日本紀。貞觀儀式。延喜式。
 延喜以來古風漸變ド。武弁政を執る不至りて、空
 しく虚儀と守るよすぎじ。江次第。東鑑。されと。東寺文書。
 後花園天皇永享二年紀元二千九百九十年までハ。其のた
 むりも行われ來りしと。後土御門院の御宇
 の初。兵亂不依て行われず。夫より中絶して。中
 間二百二十二年と經て。東山院貞享四年よ至
 り。徳川氏の奏よよりて。再興せられたると。中

會合



大嘗會御儀式之圖





御門院即位の初。もく故ありて行もれず。櫻町
 天皇。元文三年。貞享よりハ凡五十一年小いて。
 復再興せられたり。續王代一覽。公維新後。明治
 四年詔ありて舉行せらる。その儀古ふ比ふれ
 ば大ふ簡なり。明治大嘗會式。是王政の初。百度草創の
 故とぞきこえし。

中祀
 祈年祭

雨風の災なく。年穀の豊穰と祈る祭より。太
 古以来今よ至るまでかゝるとあし。令義解。延喜式。古語

月次祭ツキナミ

祈年小。案上の幣ふ預る神と。月毎に祭るなり。

令義解。延喜式。

神嘗祭カミナヒ

新穀と天祖に奉らるる祭にして。太古以來今

に至るまでやはるとなし。古事記。令義解。延喜式。

新嘗祭ニホナヒ

天皇新穀と諸神に奉り。且自も聞し食したま

ふ祭にして。太古以來今に至るまでやはると

古事記。令義解。延喜式。此他相嘗祭あり。その意新嘗

小同し。

賀茂祭

賀茂別雷命。及び御祖神と祭る。上下二社合せ

て賀茂大神と云ふ。釋日本紀。年中行。欽明天皇

の時。紀元一千二始めてこの祭を行ひ。公事嵯

峨天皇の時。紀元一千七始めて齋院を置うる。

尔後三百九十餘年。土御門天皇の朝以來。齋院

の儀絶えたり。齋院記。貴女抄。

小祀

大忌祭

大和國廣瀨神水神を主として。龍田、風神と。六、御縣ミアガタの神とを祭り。淫雨の災なく。五穀の豊熟を祈るなり。令義解。延喜式。北山抄。

風神祭

風神を主として。廣瀨の神。及び六、御縣の神を祭り。惡風ふくして。五穀の豊熟を祈るなり。令義解。延喜式。

鎮華祭

春花の飛散る時。疫癘を鎮遏する為ふ。大神狹

井の二神を祭るなり。令義解。後世この祭絶え

たり。北山抄。江次第。

三枝祭

三枝の花もて酒樽を飾り。率川カガ社を祭るなり。

令義解。後世この祭絶えたり。北山抄。江次第。

鎮魂祭

天皇の御壽長久。及び御魂を齋鎮する為の祭儀あり。神武天皇の時より始まり。今に至りては。あはるとおし。令義解。令集。解。旧事本紀。

鎮火祭

火災を防く為の祭事なり。亦太古より行はる。

令義解。延喜式。

道饗祭

惡魅の外より來るものを防遏する祭なり。令義

解。延喜式。

園韓神祭

園神ハ。大物主神ハ。韓神ハ。大年神の子と少彦名

命ト。古事記。大倭宮内省に鎮め奉る。古事

次第。後世この祭絶えたり。

松尾祭

大山咋神ハ。市杵島姫命ハを祭る。古事記。本大寶元

年始めて社を建つ。江次第

平野祭

今水神ハ。久度神ハ。古開神ハ。及び比咩神ハと祭る。貞觀

式。延喜桓武天皇の時。紀元一千四百年代始めて社を建

つ。類聚三代格。江次第。

春日祭

鹿島香取の二神。及び天兒屋根命ハ。比賣神ハと祭

る。文德實錄。延喜式。帝王編年記。元明天皇和銅年中。紀元一千

代年藤原不比等鹿島神を氏神と崇め大れど。常

陸の地。都より遠ければ。皇后の御爲。近
く春日の三笠山。移し奉り。地名。依て春日
神と申す。大鏡及裏書。外戚の權盛なる。及びて。齋
女を置き。神封を寄。その盛なる。伊勢神宮
に次ぎたり。三代實錄。延喜式。日本紀畧。百鍊抄。

大原野祭

春日神四座を祭る。桓武天皇延曆中。紀元一千四百四十
代。始めて之を移す。春日社。舊都奈良あり
て。皇后の詣でたまふ。本社遠きを以て。あり。
延喜式。公事根源。

この他。梅宮、神今食、神衣八十島、御贖等小祀の祭
あまたあり。

朝禮の事

我朝家の儀禮。上古以來。歷朝の古例より。た
まひしものといへども。漢土の制をとられしも
のも少く。大寶制より。貞觀延喜の頃。至
りて其儀大に備はりぬ。今分ちて恒例臨時の二
典とす。令義解。貞觀儀式。延喜式。

恒例

朝賀。これハ。毎年正月元日。天皇、皇后、大極殿に

行幸ありて。群臣の賀と受けたまふ大禮ふし
 て。孝徳天皇以來の儀なり。日本紀。嵯峨天皇の時
紀元一千四百七十年代ふ至りて大備内裏式なる。延喜天
 曆以後。朝拜ふきとまい。小朝拜いふことと行
 たる。小朝拜い。清涼殿ふて行いる。小儀ふ
り。公事根源。又四方拜いふあり。同殿よて行
いる。これも後世の儀なり。公事根源。
 元日節會。これハ豊樂殿よて行いる。儀よ
て。上古よりありしものなり。日本紀。類聚この
日。曆奏、氷様の奏、腹赤の奏等あり。

白馬節會。これも正月七日。豊樂殿よて行いる。

馬寮の引馬を見たまふ式なり。當日舞臺と構

へて。舞姫の舞あり。類聚國史。内裏式。

踏歌節會。これも正月十六日。豊樂殿よて行い

る。儀ふて。持統天皇以來。紀元一千三百五十年代の禮

なり。古ハアラレハシリといへり。日本紀。釋男

女相唱和て。舞蹈せる。後世ハ女踏歌のと

行いる。類聚國史。朝野群載。

以上。元日以下踏歌までを。三節會と稱し。年頭

の大禮となりたまへり。後世も皆紫宸殿よて

行ウサクもる。公事根源。

視告朔

これい。毎月一日天皇太極殿小出御あ

りて。前月の公文を進奏せしむる儀あり。蓋唐

の毎朔の賀小倣へるものなり。延喜式。名。後小

も。四孟月或ハ二孟月小のみ行もるし。とかり

し。亂世の頃小及びてい。全く廢れたり。

射禮

これい。上古より行もる。大寶の制。正月中

旬を以て式日とき。天皇豊樂殿小出御し。親王

以下初位以上の射法と見たまふ儀なり。日。本

聚國史。今義。又射禮の翌日行ハる。を賭射と

云ふ。近衛兵衛の舍人等をして。射さしむる儀

ふり。是等の事後世大うた廢れたり。公事

駒牽

これい。四月下旬天皇武德殿小出御あり

て。諸牧の馬を見たまふ儀あり。後世廢れたり。

貞觀儀式。延喜式。公事根源。西宮記。

荷前

これい。歳末よ諸國貢調のものを擇び取

て。天祖を始め奉り。相嘗よ預る神社。及び歴代

の山陵等小。幣物として奉りたまふを云ふ。延

式。釋。日。本。紀。貞觀延喜以來。遠陵近陵の制を立て。十

陵四墓とふして。勲功の臣よも幣帛と頒ちた

まふととなれり。三代實錄類聚符これも足利氏の季世より廢れたり。

國忌これい。先皇の崩日と祭らるゝとふて。持

統天皇の時より始まる。色葉字類抄引本朝月令大寶の制。

僧を請して轉經禮佛せしむ。治部省の掌る所

あり。延喜式後世東西兩寺まで行はる。維新の

後い。官中皇靈殿ふてこの御祭あり。

この他、端午、曲水、菊宴、藤花宴、相撲等の儀數多あり。

臨時

即位 太古の世。即位の禮詳ならず。太祖神武天

皇、橿原奠都以來。禮制漸備せり。隋唐の交際

開けてよりい。神器奉上の禮。其他三四の儀を

除きてい。概彼邦の制を倣ひたまへり。參取日本紀貞

觀儀式

さて即位と踐祚とい。もとその別なく。淳仁天

皇までい。受禪の日直に即位ありしふ。光仁桓

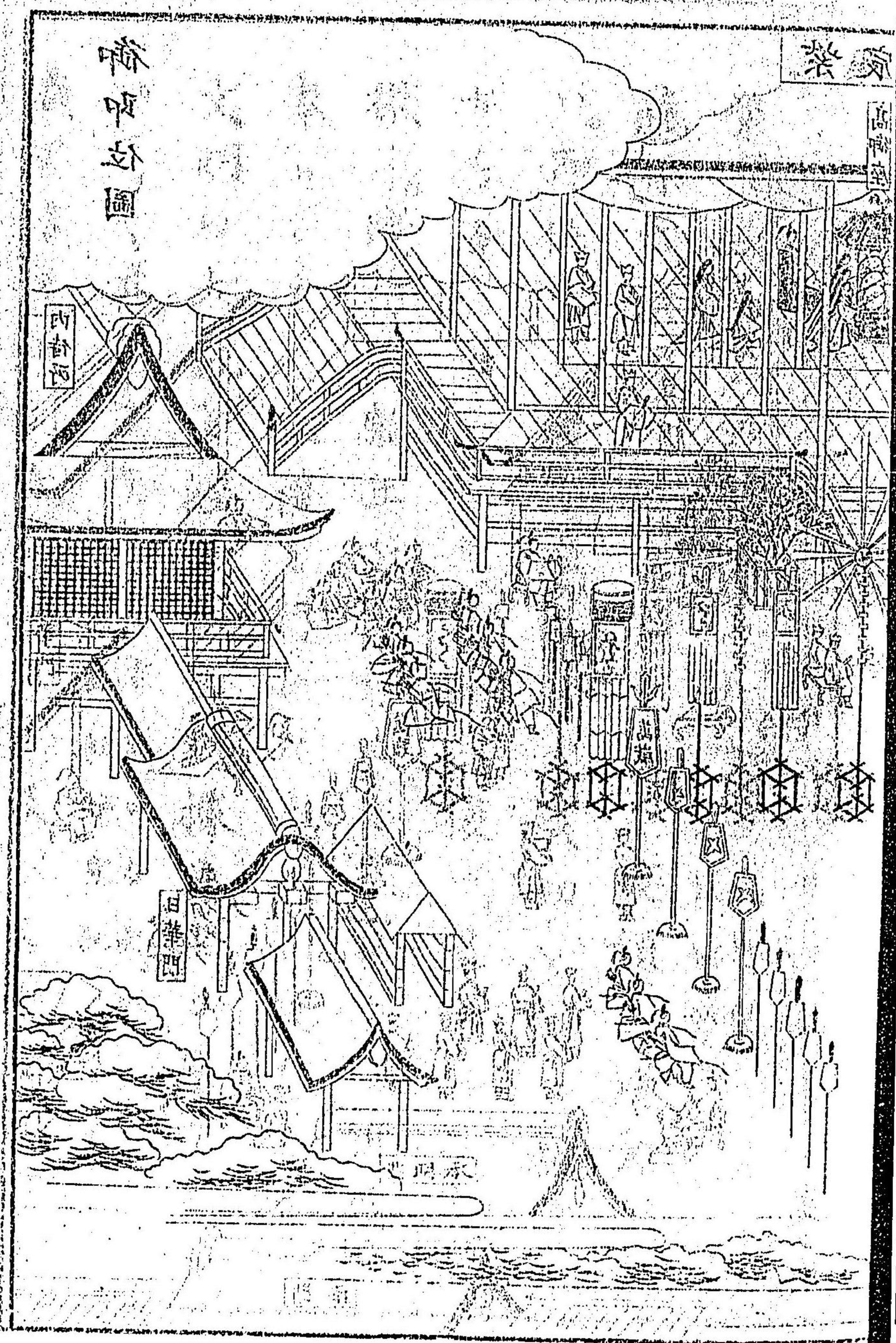
武平城以後。紀元一千受禪又踐と即位と時月

を隔つるふ至れり。爾後遂ふ例とあり。式をも

別とせらる。踐祚讓國の儀い。南殿紫宸まで行

これ。即位の禮ハ太極殿にて行をる。一ハ神器
傳承の儀よしして。一ハ百司萬民よし告げらる、
禮なり。貞觀儀式。皇
位繼承篇。

天皇即位の後ハ。天神地祇を祭り。齋宮齋院と
ト定し。すく特ニ使を遣ハして。伊勢ニ幣帛を
奉らる。之を由ヨシ奉幣と云ふ。すく太上天皇。及び
皇太后の尊號を奉り。諸山陵功臣の墳墓等へ。
事の由を告らる、禮あり。令義解。延喜式。
北山抄。江次第。
陽成天皇即位の時。太極殿災ありしふより。豊
樂殿ふて行もれ。冷泉天皇すく紫宸殿にて行



齋院圖

御即位圖

紫宸殿

高御座

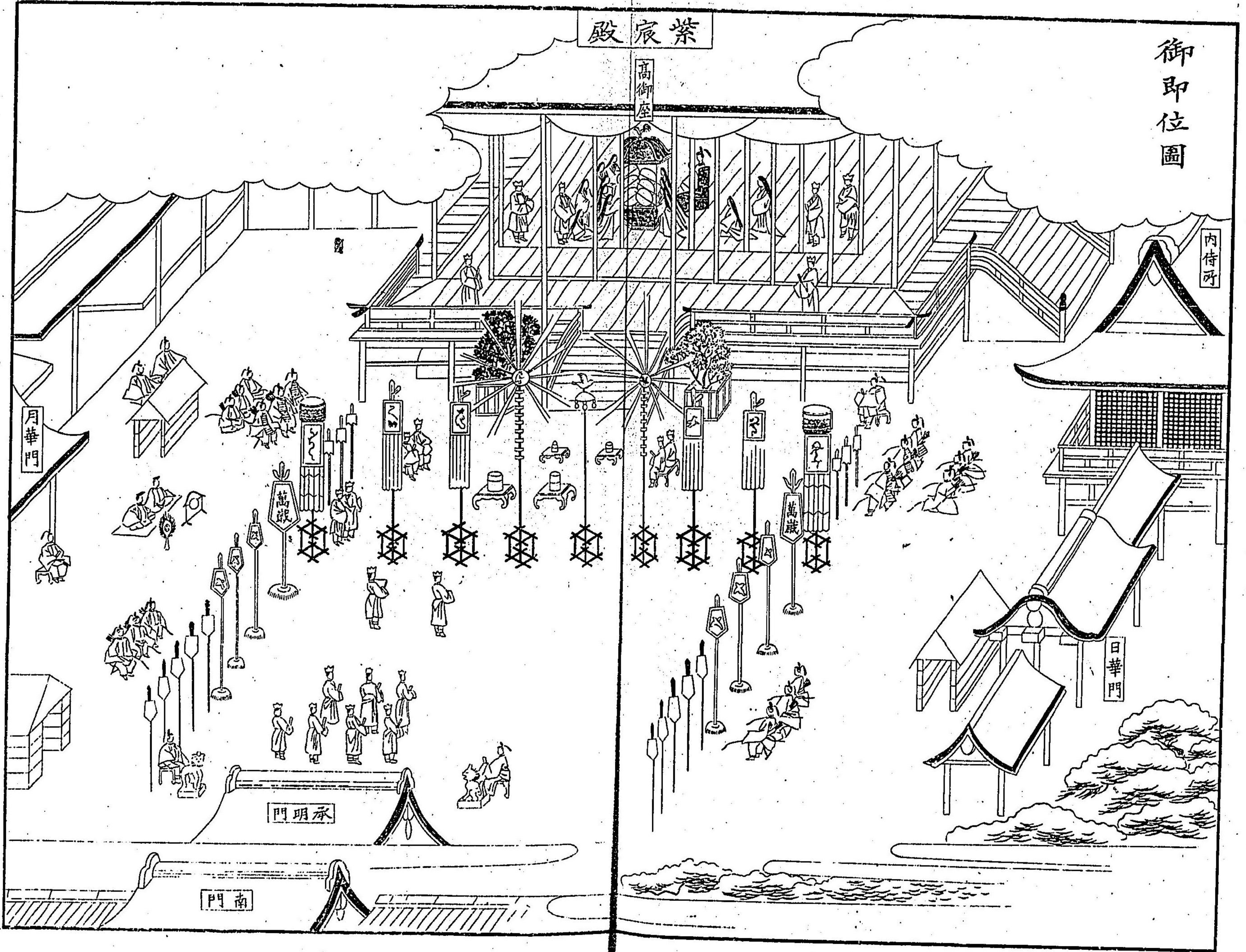
内侍所

日華門

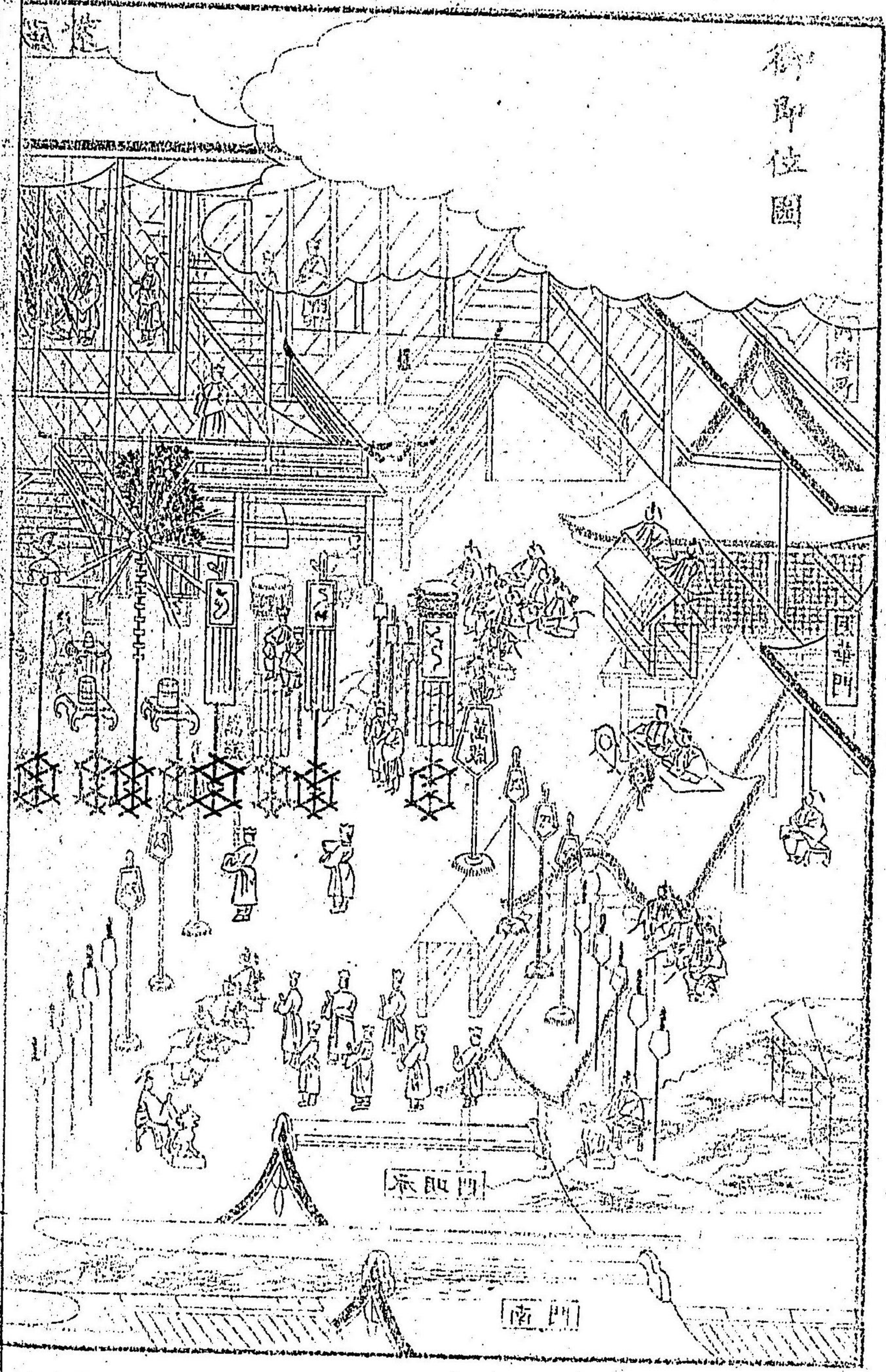
月華門

承明門

南門



御即位圖



いれー以來。遂に古禮を復せず。後小、専ら
紫宸殿での儀とされり。三代實錄。御代始抄。

藤原氏執政以來。皇室やうく衰頽し。鎌倉以後。

い。即位の大禮も。率_子臨時の成功を以て。執行い

せらるゝとふり。足利以後い。皇室いたく衰

微し。踐祚後數年と隔つとも。武家より用度と

奉らざる。大禮を行ひたまふと能はず。應仁

文明の大亂を経て。戦國割據の世となりてを。

いよく甚しかりき。小右記。中右記。平

織田信長足利氏に代るり及びて。大に皇家の

禮典と。復興せむ志あり。遂は果さば。徳川氏執政の頃より。四方無事なりければ。踐祚後一年を隔て。即位の禮を行ひたまふことなまり。その儀素より貞觀延喜の盛ふ及むずといへども。大は中世の衰を起したり。信長記。近代公事次第。維新後明治元年即位の禮と舉行せられ。臣民再び祖宗の遺典と。仰望するを得たり。立后 すで小后妃の祭といへり。立太子 立太子は。皇后の所生と以てまると法とす。紫宸殿よての儀あり。日本紀以下國史。延喜式。江次第。

元服 これハ天皇初めて首服を加へ給ふ儀也

して。清和天皇以來百紀元一千五の例あり。三代實録。

元服私抄。維新後廢せらる。

大喪 大喪の禮。太古以來略備いれり。上古ふは。

殯宮大夫ありて。殯殮の事を掌り。遊部ユベの民ありて。梓宮ふ供奉するを職とせり。日本紀。古事記。今集解。

大寶の制。治部省として凶儀を掌らむ。今義解。

その作法。時よ臨みて定制あるとふし。禮樂志。初

め持統天皇火葬と始めたまひ。聖武天皇佛式

を用ひられより。古制次第よ變替し。歷代概

薄葬に從ひ。山陵國忌を興さば。後光明天皇崩

御の時。火葬の儀を止められき。續日本紀以下國史。正保野史。

朝覲。これハ天皇、太上天皇、皇太后を省覲して。

孝道を盡したまふ儀にして。嵯峨天皇の時よ

り始まる。類聚國史。公事根源。

御賀。これハ。天皇の寶算四十或ハ六十不滿九

せたまふ時。中宮、太上天皇、太子、諸親王、大臣等よ

り。賀辭賀物を上る儀あり。類聚國史。北山抄。

その他猶多あり。

兼平天曆以降。紀元一千六百年代朝政年と逐て衰頽せし

るハ。恒例臨時の禮典共ふ昔日の如くならず。却

て瑣小の儀文を逐ひ。之を年中行事と稱す。それ

も鎌倉以來。武門專制の世を経て。多クハ廢滅し。

維新の後。恒例の公事よハ。朝賀四方拜等と存せ

し。其式ハ大ふ沿革せり。

又廢朝廢務といふ事あり。廢朝ハ天皇朝政ふ臨

みたまいざるのとふて。諸司の政ハ恒の如く。廢

務ハ諸司もべて政をせざるなり。さて廢朝ハ概

三日ふして。廢務ハ多クハ一日よ限るとなり。こ

れ萬機の政ハ。數日棄ておくべらざると依り

てなり。禁秘抄西宮記。

大寶の制。大陽虧けたる時ハ。天皇事と視たまは
レ。百官各本司を守りて。務と理めど。又先皇の崩
日を廢務とす。其廢朝ハ。天皇二等以上の親。及び
外祖父母。右大臣以上。若ハ散一位の喪等ふして。
天皇事と視たまはざると三日。又三等以上の親。
百官の三位以上の喪も。天皇事と視たまはざ
ると一日なり。令義をもく。廢朝の時も。音奏警蹕
を止め。内印を請いど。清凉殿の御簾と垂る。禁秘抄
近來廢務の事もたれて。廢朝のも行たる。又御物モ

忌として。陰陽家の説盛よ行をれて。凶會日。坎日。復
日ふといふともあり。拾芥抄。明治維新の後ハ。
廢せられさり。

詔勅の事

上古も。王言總てこれを。ミコト又ハオホミコ
トと称へたりき。隋唐の制と採用せらる。及
びて。詔勅の制あり。日本紀
凡、臨時の大事ふ詔と称へ。尋常の小事ふ勅と称
ふ。されバ。儀と整へ。百官と集めて。宣聞とると詔
とす。然らざらば。勅とある。故よ外國使ふ

命と傳へ。改元、改錢、大赦の類を詔書と稱へ。自餘を勅旨といへり。今義解。西官記。

凡、大事と。外國使に宣とる詔書は。冒頭に。明神アキラミカミ御宇日本、天皇、詔旨と云ふ辭と冠し。その次事

は。明神御宇、天皇、詔旨と云ひ。朝廷の大事と。明神御大八洲、天皇、詔旨と云ふ辭と冠し。その中事

は。天皇、詔旨と云ひ。小事と。唯詔旨と云ふ。その結語と。俱に咸聞と云ふ辭と置く。今義解。

凡、詔書を出したまふむふと。まづ内記中務に屬すに命じて。草案を作らしめ。可なる時。その年月の

下ふ。日と宸署したまふ。御晝日訖と。中務卿と召して。之を給ふ。卿受て大輔に宣と。大輔奉じて。少輔に付と。即、御晝日あるれば。留めて案と為し。別ふ一通と寫して。太政官に送る。太政大臣以下連署して。大納言更ふ之と覆奏と。この時。年月日の次ふ。可字と宸署したまふ。即、御晝可あるものと留めて。案とす。別ふ數通を寫して。天下に發行と。その式左の如し。

詔書式

明神御宇日本天皇詔旨云々咸聞

年月 日

中務卿位臣姓名宣

中務大輔位臣姓名奉

中務少輔位臣姓名行

太政大臣位臣姓

左大臣位臣姓

右大臣位臣姓

大納言位臣姓名等言

詔書如右請奉

詔付外施行謹言

年月 日

可

中務卿若しあらざる時ハ。大輔の姓名の下ニ宣
と注シ。少輔の姓名の下ニ。奉行と注シ。大輔
在らざる時ハ。少輔の姓名の下に。併せて宣奉行
と注シ。若し少輔以上あらざる時ハ。餘官の見在
る者これヲ准む。令義解。内裏式。
勅旨式も。勅命と受む。所者。直ニ中務省ニ来リ

て之と傳ふ。御畫日なり。中務省覆奏畢れば。式ふ依り署を取り。太政官よ送る。官更よ覆奏せむ。故に御畫可の儀もふし。この他。論奏、奏事、便奏の式。皇太子令旨、啟、奏、彈等の式あり。御畫日ハ或ハあり。或をなす。令義解。内裏式。

勅旨式

勅旨云々

年月日

中務卿位姓名

大輔位姓名

少輔位姓名

奉 勅旨如右符到奉行

年月日

史位姓名

大辨位姓名

中辨位姓名

少辨位姓名

維新の後。詔勅異式なりといへども。大事より詔と稱して。勅と稱せむ。その他。勅諭勅語の別あり。

詔勅の式なり。一ふらぎといふも。首は詔勅の旨

を書き。終りに大臣名と署する例なり。圖書寮

又宣命せんめいといふもれあり。邦語を以て。王言を臣民

は宣布せんぷする義なり。上代も。總て言詞を以て。宣布

せしと。漢文の詔勅の制定ありて後も。神社山陵

の告文。即位立后立太子。任大臣等の大事なり。猶

國語を以て宣告せんこなり。之を宣命と稱して。漢文の

詔勅と並び行なれり。延暦以後宣命の用。漸一

變し。神社山陵の告文。恒例の公事なり。用ふる

ことなりしほど。即位大嘗會等の大儀なり。猶宣

命大夫の宣制の儀ありしなり。古禮の存せるも

なり。さして朝儀の宣命と。神社山陵の告文とい。近

代まで行なれ。詔勅の外。別々一体ありしなり。禁

抄。北山抄。類聚符宣抄。

維新の初め。神祇山陵の告文なり。之と用ひし

る。後宣命の稱を廢し。天皇親祭したまふも。御

告文と稱し。勅使の奏するを。祭文と改めらる

たり。圖書寮

又宣告といふなり。もと勅旨と宣傳するの義よ

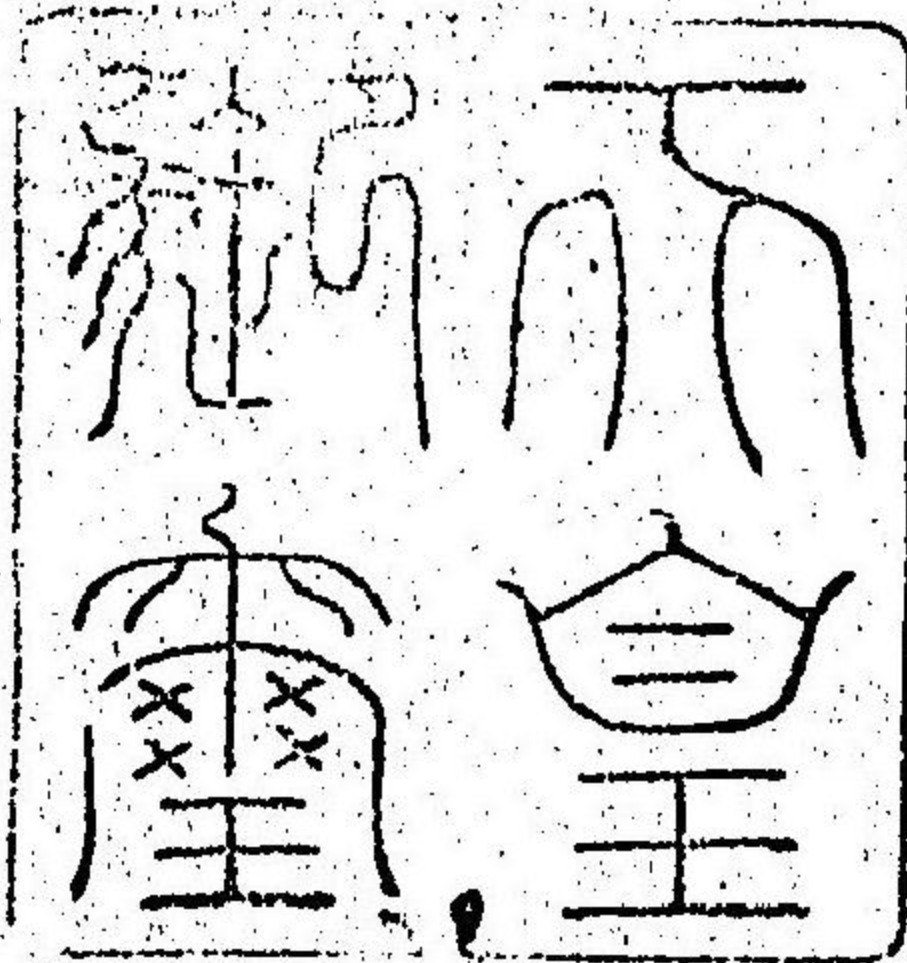
りかこれり。然るも。その後一轉して。別々口勅を

傳宣とる。一の簡便法といなりたり。宣旨と種々あり。大臣宣し。辨官奉むるものを。大宣旨といひ。大臣より。辨官に傳宣して。在京諸司に下しむるものを。小宣旨と云ひ。辨官より。太史に傳宣して下しむるものと。口宣と云ひ。辨官より國司に下しむるものを。國宣旨といふ。此他宣旨と下すは先ち。太政官より下しむるものあり。これと官宣旨といふ。維新の後。總て是等の名稱ハ廢せらる。令義集解。西宮記。圖書寮記録。

印璽の事

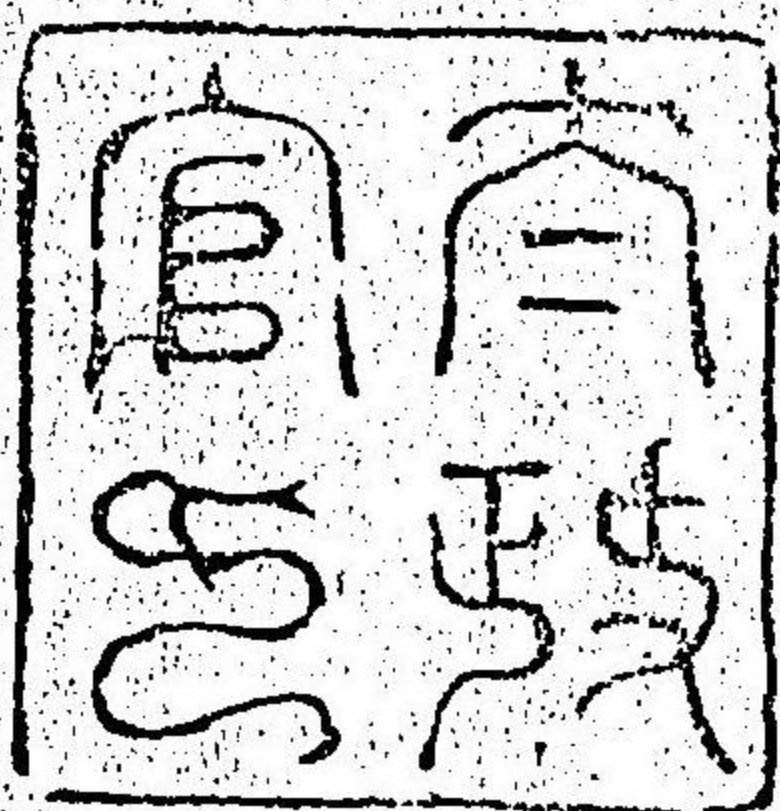
大寶の制。印璽は内印外印の別あり。内印は方三寸。文は天皇御璽とあり。御所に收めて。少納言の請進を掌る。五位以上の位記。及び太政官より下し。詔書勅書。官社に預る神祇得度。還俗。官負と増減し。驛傳と遣し。驛鈴を下し。新任の國司。諸司外國に在る者の任に赴き。五位以上畿外に出て。兵庫器仗と出納し。正税と用ひ。課役を蠲免し。調庸物色を輸し。又人に官物。公地。封戸。雜田と賜ひ。收穀を遷し。百姓籍に附き。貫と移し。姓を改め。蕃人國に還る時の馬。又郡驛と廢置し。罪を斷じ。禁

内印圖 原圖の四分一



天平勝宝
八歳七月
八日天
平
至聖四年
七月廿三
日勅書
印

外印圖 原圖の四分一



貞觀九年
八月官
牌
十八年
八月
日官
符所
印

制し。賤と放ち良ふ従ふ等の類
あり。并ふ内印と請ふ。これを璽
書。す。と内文と云ふ。令義解。類聚
外印の方二寸半。文は太政官印
こあり。六位以下の位記。及び太
政官。諸司諸國ふ下と文案と印
し。少納言これと監視と之と外
文と云ふ。
凡内外印を請ふ文書ハ外記細
に檢察を加へて。印と檢と。諸

石山寺什太政官符縮寫

政官符 治部省

中古官の文書に印璽を鈐する状概此の如し



四年九月十一日

省臺寮司坊の印ハ。方二寸二分なり。弘仁以來藏人所とあられし。少納言の職掌藏人ニ遷れり。

類聚符宣抄。北山抄。職原抄。

これ中古以後の變なり。維新のそとめい。旧式に依らしし。後内印外印

の称を廢し。御璽及び國璽の二とふす。御璽を方

三寸。専ら朝廷の大事小用ひ。國璽を方三寸。文

大日本國璽とあり。外國小對とる時。多く用ひ

らる。圖書寮記録

改元の事

上古は年號なし。孝徳天皇元年乙巳の歳と。大

化と號せし。これ年號の始めなり。六年長門より

白雉と獻する。白雉と改められぬ。その後齊明天智の二帝ハ。年號と建てら

る。天武天皇の時。白鳳朱雀の號あり。持統天

皇の時。文武天皇五年對馬より金

と貢せし。大寶と号けらる。以後歷代相沿

て。即位祥瑞災變等も。改元せし。例とされ

り。日本紀續日本紀以下國史。又辛酉甲子の年ハ。必改元あり。

之と革命と云ふ。蓋漢土緯書の説より起

りしものなり。革命勘文。

又一部一元と云ふとありて。六甲六十年と一元とし。壬戌より始まりて。辛酉より終る。是を二十一合せよと一部と云ふ。部より辛酉より始まりて庚申より終る。神武天皇元年辛酉より。齊明天皇庚申まで。千三百二十年。これと一部とも。同天皇二年壬戌より。推古天皇九年辛酉まで。千二百六十年。これを廿一元とす。この年數同らざるは理由を。部首辛酉の年より。一元六十年と除きて算するべかり。これより。辛酉の年改元ゆふとなり。通制度 明治元年より。勅して從來の例と改め。一

憲法類編

代一號と用ひらるゝこと定められり。古來年號を定むるは。先づ學士として。文字を擇むる。その吉凶を討議せしむ。これを難陳と云ふ。議定りて奏聞せれば。天子もづその号と宸署したまひ。さて後詔を下して。天下より布告したまふことなり。この儀近世より至るまでかゝるとふし。禁秘抄。改元記。

頒曆の事

我邦より曆と用ふるとい。推古天皇の十二年に始まる。紀元一千二百年然れども其前既に曆數なり

ふあゝん。三年八年とうぞへ。八日七夜といふが如き。或ハ春夏秋冬と神の名も負ひいづ如き。神代より其稱見えたり。日本紀。されど其人存せざれむ其法も傳えらむ。委しき事知るよ由なり。たバ月の明晦よりて。十二月と分ち。氣候の寒燠よりて。四時と定め。極めて粗略ふりよりのなるべし。固より簡樸の世れ事なれば。精密なる推歩の術なくとも。事足りぬべけむをふり。朝無窮曆。天年と月とふ干支を配もるふとい。漢土の曆法

渡りて後のことなり。古史も。是歳大歳甲寅ふといめ。いめ。いめ。書きたるも。史官の逆算して當てたるなりといひ。

外交開きし後不及び。欽明天皇の十四年。紀元百一十三年百濟國よ勅して曆博士と番上せしめ。曆本とも徴されし。いふる故もの。五十年を経て。推古天皇の十年。百濟僧觀勒來朝して曆本と獻ず。陽胡史祖玉陳として其法を學ぶ。十二年正月より始て曆日を用ひらる。畢竟諸制度漸く漢土よ倣ふに至り。曆日も彼と同どきが便よけ

れはなほべし。此後曆法度々の變改あり。日本紀。政事要畧。參取白石遺文。

元嘉曆 推古帝の十二年正月より行へる。即上

べたるもの。

元嘉曆 儀鳳曆 持統帝の四年紀元一千三百三十九年より兼行へ

る。後専ら儀鳳曆を用ひらる。日本紀。三代實錄。

大衍曆 淳仁帝天平寶字七年紀元一千四百一十七年より

用ひらる。續日本紀。

大衍曆 文德帝齊衡三年紀元一千五百一十六年より兼用

ひらる。文德實錄。

宣明曆 清和帝貞觀三年紀元一千五百一十一年より用ひ

らる。三代實錄。此曆行はる事八百二十餘年。最久

し。されど曆法の精しきやはあはれ。時小錯誤

ありしものども。朝政衰へ世亂じて。其差謬を正

とせぬふうり。故なり。東百鍊抄。年中行事秘抄大意。

貞享甲子曆 靈元帝貞享元年紀元二千三百四十四年より

用ひらる。これより以前の曆は。皆支那の成曆

と採りて用ひらるしと。此時澁川春海元明の

曆を參酌して新ふ造りしものなり。文藝類纂

寶曆甲戌元曆 桃園帝寶曆四年紀元二千四百一十四年より

天平勝寶八歲具注曆 觀古禰帖所載縮寫

乾 廿九日壬午未滿	廿日癸未未滿	胃大 天氣西行 月德在庚	歲位天恩每倉狹宅療病以電光 歲位天恩每倉斬草莽克 歲後五思九吹殿 正道丁亥月教在辰七府在寅 人道壬子月教在辰取庚吉者	陰 陳 足跛 時甲寅方 丙午申癸丁
--------------	--------	--------------------	--	-------------------------------

嘉元五年具注曆 柏木正矩所藏縮寫

嘉元五年具注曆日	丁未歲	凡三百五十四日
大歲在丁未	納音是水	大將軍在卯 大陰在巳
歲德在北宮主	合在丁壬 丁上取去 及宜修造	歲刑在丑 歲破在丑
歲教在戌	黃播在未	豹尾在丑

貞應二年癸未假名曆 好古日錄所載縮寫

六月大	あ
一	あ
二	あ
三	あ
四	あ
五	あ
六	あ
七	あ
八	あ
九	あ
十	あ
十一	あ
十二	あ

延寶四年片假字曆 同上

十月大	ト
一	ト
二	ト
三	ト
四	ト
五	ト
六	ト
七	ト
八	ト
九	ト
十	ト
十一	ト
十二	ト

用ひらる。安倍泰邦澁川光洪等の撰定せし
所なり。文藝類纂

寛政曆 光格帝寛政十年紀元二千四百五十八年より用ひ

らる。これ麻田剛立の門人高橋至時間重富等。

幕府の命と受け。清曆ふ據りて推歩考訂せし

所なり。星學史

天保壬寅元曆 仁孝帝天保十三年紀元二千五百零二年

より用ひらる。幕府洋曆と參酌して造れりな

り。星學史

太陽曆 今上の明治六年紀元二千五百三十三年より行へ

る。明治史要

推古の朝ふ支那の曆法と用ひしより。凡十度改
まりたり。

大寶の制。中務省の被管ふ陰陽寮あり。天文曆數

と掌り。曆博士曆生等ありて。曆と造り及び其法

を傳習と。年毎ふ預め來年の曆を造り。中務省ふ

申して奏聞し。畢て内外の諸司ふ給を。後世まで

もこれを御曆奏とて。禁中の一儀式とふまり。今

義 解。延喜式。北山抄。公事根源。

中古。曆ふ具注曆と。七曜曆乃二種あり。共ふ卷本

具注曆ふを假字本あり。當時板行の事も希
なりきれば。皆謄寫して之を傳ふ。其體式ハ圖よ
示さる如し。後世頒曆行とれどありしより。民間
ふハ私曆と造りて通用さるもの往々あり。伊勢
曆。三島曆。會津曆などの類あり。文藝類纂

宮殿の事

太古よる。宮殿と稱へてミアラカ。或ハミヤとい
へり。千木と上げ。鯉木と置く。今の神宮の制乃如
し。應神天皇以來。紀元九百年代韓國の工人。屢渡來して。
建築の法。稍く彼風と交へ。猪名部工人といふ者

の一族専ら之と掌りふも。皇極天皇の時。始て唐

風ハ準據して。大安殿オホヤスミと作らる。日本紀古事記

文武天皇。大寶元年。詔して宮城建築の制と定む。

元明天皇の時。平城宮を造る。然れども共ふとの

詳あると知ると能ふも。桓武天皇。延暦十三年。紀元

一千四年都を山城國葛野郡宇陀邑よ遷し。宮城

と經營と。これを平安城と云ふ。南北一千七百五

十三丈。東西一千五百八丈なり。こゝ小於て。結構

規模大よ備いれり。朝堂院。豐樂院。内裡。中和院。武

德殿。真言院。等あり。その他。官省寮司皆この中ふ

り。續日本紀。拾芥抄。

大極殿。朝堂院又八省院の正殿ふて。天皇朝政と聽きたまふ所なり。後房と小安殿と云ふ。正殿前東西ふ分きて。昌福、含章、承光、明禮、暉章、康樂、東延休、含嘉、顯章、延祿、修式、永寧、西以上の十二堂あり。又蒼龍、白帝、栖鳳、翔鸞の四樓及び東西の朝集堂あり。

豐樂院。宴會を行ふ所ふして。正殿を豐樂殿と云ひ。後房を清暑堂と云ふ。左右又東華、顯陽、觀德、延英、東以上西華、承歡、明義、招俊、西以上の八堂並み栖

霞霽景の二樓あり。

真言院。豐樂院の北あり。僧侶の參集して。修法とる所なり。

武德殿。真言院の西ふり。もと馬埒殿といひ。騎射競馬等と觀たまふ所なり。

中和院。真言院の東ふり。又中院ともいひ。正殿を神嘉殿と云ふ。天皇親祭の所なり。

内裏。即皇宮なり。紫宸、仁壽、承香、常寧、貞觀、以上春興、宜陽、綾綺、溫明、麗景、宣耀、以上安福、校書、清涼、

後涼、弘微、登華、以上の諸殿あり。

之を總稱して宮城と云ふ。四方に各三門を開く。朱雀、美福、皇嘉、南陽明待賢、郁芳、東殷富、藻壁、談天、西偉鑿、安嘉、達智、北と云ふ。大内裏圖、拾芥抄。高倉天皇。治承元年。宮城焼亡を。禁中のと僅よその災を免うる。そとく延喜以後皇室衰微し官庫空乏せしより。朝堂、豐樂院内裡その他官舎の顛倒破壊としも。修繕すること能はず。遂に皇居を宮城外となり。之を里内裏といへり。それも焼亡し。遷御屢ありき。後又内裏を再建したるも。治承の焼亡以來。更に再建の舉もなからず。大極殿

の儀も。率に紫宸殿にて行なふことなり。武門執柄以來。益衰頹のみ陥りたり。日本紀略、百鍊抄、感

兼記。江次第。

維新の後。皇駕江戸に遷幸し。都とこの地を定めて東京と稱へ。徳川氏の舊城を以て。皇居を充てられしを。明治六年炎焼以來。赤阪離宮旧紀伊と假皇居となし。たまひ。更に舊地に築造し。本年一月工事了り。古制に依りて。之を宮城と稱へ。以て萬代不易の宮殿といはれり。明治史要。官報。

山陵の事

山陵古ハミハカともいひ。又ミサ、キともいへり。神代の三陵ハ。今も日向國ニありといへど。其制ハ明らざる。神武天皇ヨリ後ハ。大抵丘ふよりそへて御陵と作る。大凡開化天皇の頃より後ニ至りて。次第ふ備よりぬ。其制山ニ依りて築き。大抵前と方ふ。後を圓くして。三段ニ造り成したるものなり。圓き方と高くして。此下ニ石擲を設けて御棺と納め奉る。方なる方々や、平よりて。圓き方と前後相接も。其間ハや、卑し。左右ふハ圓き丘と築き。四圍ニハ池溝を鑿廻らせり。

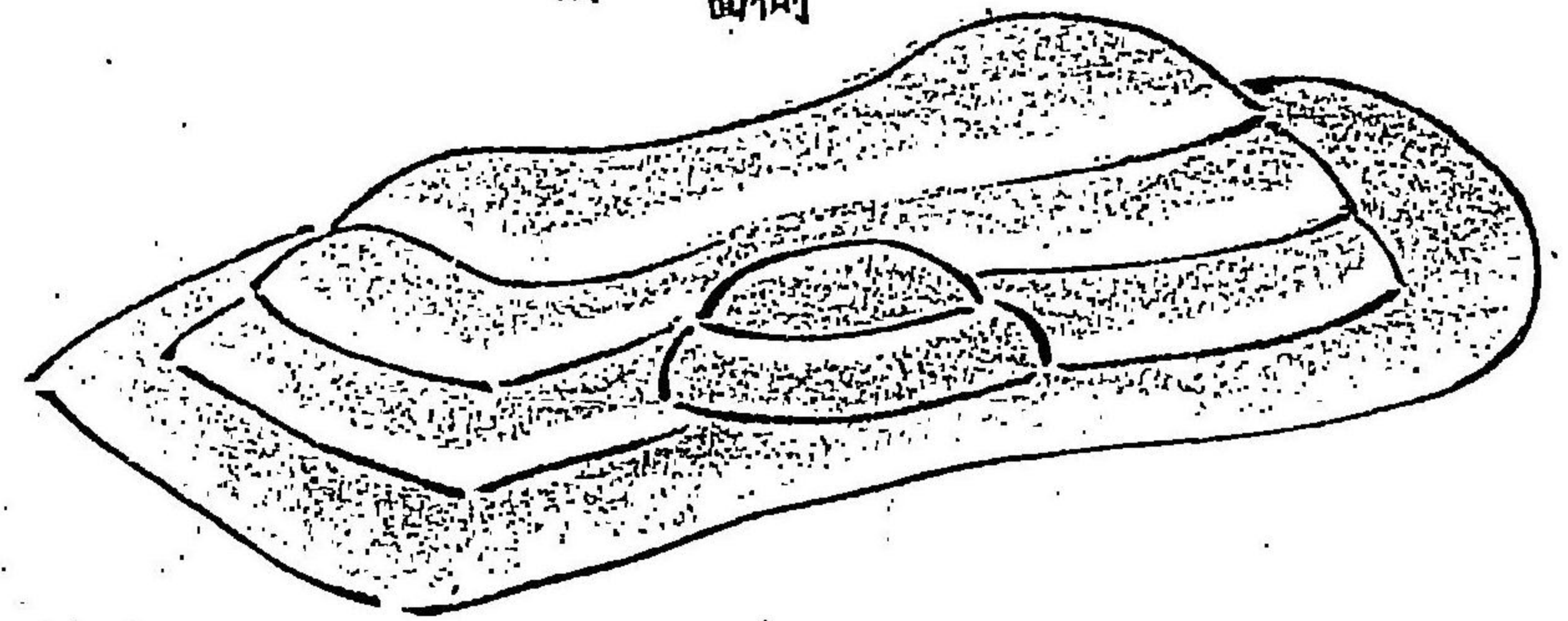
用明天皇より後ハ。紀元一世紀の制聊變り。方なる方ハなくして。圓丘のものと作る。山に依りそへたるもあれど。平地ふ土と盛りて築きたるもあり。其中ふ石室と設けて。石棺を納め奉る。石を疊にて墓道とし。室内に往来せらるべく。造りたるもあふなり。いづれも北域方二三町より。廣大なるも乃ふ。中にも仁徳天皇の山陵ハ。方八町より。諸陵中最高大なり。然るふ。持統天皇始て火葬ふせさせ玉ひ。元明天皇も遺詔して。薄葬せしめられしる。之より

陵制漸く卑小なりなり。それも朱雀帝以後元紀。紀
 一千年五六設けらるる。大抵火葬の後。御骨と元寺
 塔又納むることなりなり。武家の世なりなり。て。京都
 の泉涌寺と以て。毎又御葬地といふなりたまひた
 りき。山陵志。前王廣陵
 記。奥津城乃沙汰。
 大寶の制。治部省の被管又。諸陵司ありて。大喪山
 陵の事と掌れり。天平中なりは。臨時ふ山作司山陵
の職。養役民司其役民を救。なの職と設けられ
なり。こともあり。陵地なり。陵戸とて。陵守の民と置
 られ。陵毎ふ定員ありしなり。朝廷衰へてなり。

これらも退轉して。御歴代の中なり。山陵の所在
 未分明なり。さはもあるなり。かりみき御事となり
 べし。山陵志。續日本紀。
 我邦なり。宗廟とて。祠社ふて祭ることなり。
 されば中納言藤原吉野なり。山陵なり。猶宗廟の如し。
 も一宗廟なり。臣子何を以て仰ぎむと言ひ
 して。中も重なり。十陵を近陵。其外を遠陵と定
 めて。年々荷前幣と立てられ。又事ありなり。臨時ふ
 勅使とも遣はされなり。武家の亂世なり。

上古山陵圖 側面

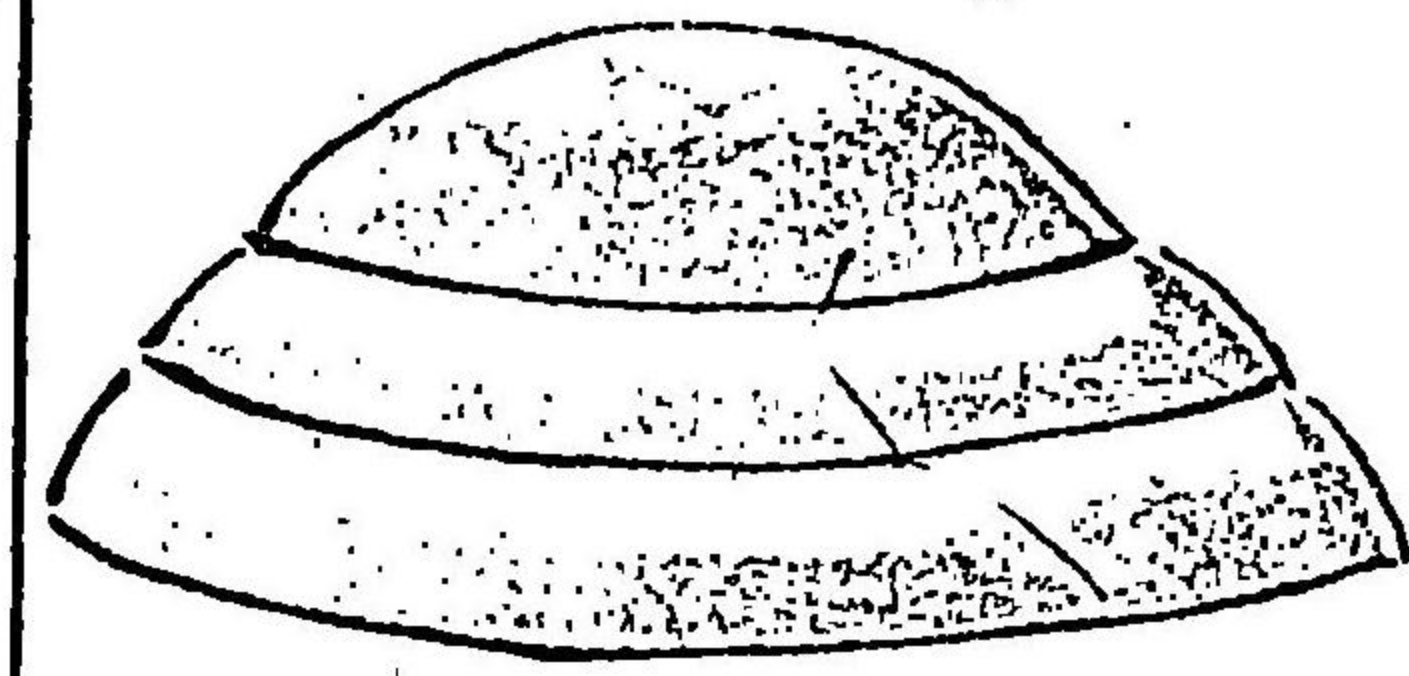
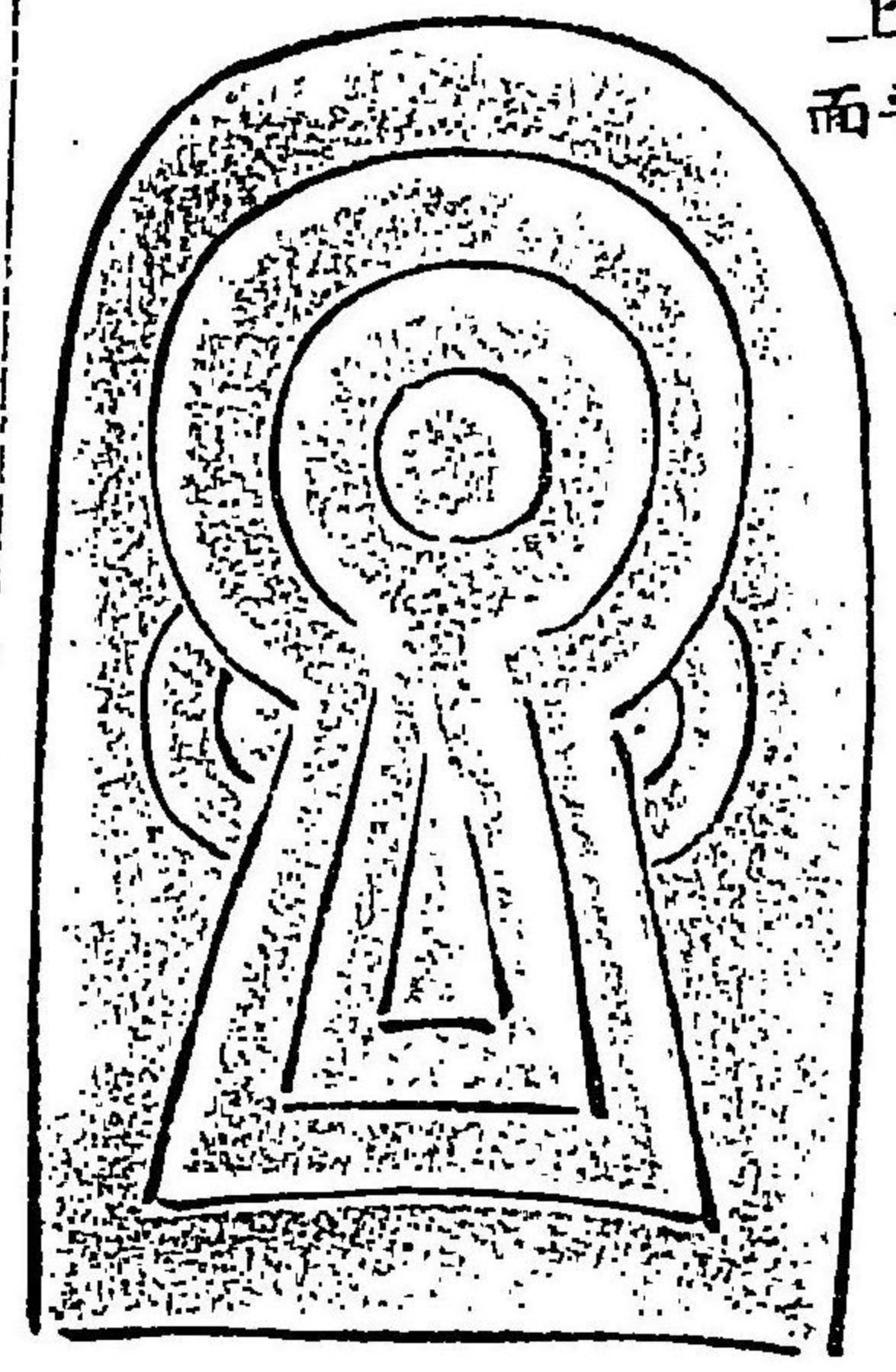
自上古至敏達天皇朝陵制如此



同上 面平

中古山陵圖

用明天皇朝以後陵制大抵如此



ハ。かゝること絶えたりしを。近代古に復させ
たまひぬ。續日本後紀。延喜式。儀。式。山陵志。

樂舞の事

歌舞音樂の事ハ。太古よりそやく有りそめて。專
ら祭祀及び饗宴に用ひられたり。三韓内附する
よ及びて。各その國の樂と獻じ。推古天皇の時。厩
戸皇太子。主として之を佛事齋會に用ひらる。隋
唐の交際開けて以來。彼土の樂も傳來せり。古
本記。日。大寶の制。雅樂寮ありて。文武の雅曲。正儻。雜
樂と掌る。爾來我國の古風と。大歌立歌と稱へて。

嚴シ朝會シ用ヒ。久米舞キミノマシ吉志舞等キシノマシの類ト。大祀
の時ト奏セられ。唐三韓の樂ヲ。佛會ハ及び内宴ハ
用ヒらるルことト。音義解音義解。歌舞音義解。

聖武天皇の時ハ紀元一千三百ハ天竺の僧渡來シて。

彼土の樂トも傳ハ。弘仁承和以來ハ紀元一千ハ唐

樂ノに専ラり流行シて。古風の樂ヲ。纒ハ大嘗會ノ

如キ。神事ノのみ存シ。延喜以後ハ紀元一千ハ朝會

も。唐三韓の樂舞ノも用ヒらるル。至リて古

樂遂小廢レ。爾來ハ催馬樂トいふ歌謡盛小行

これ後。朗詠今樣及び田樂猿樂ノ滑稽白拍

子ノ女舞等次々小行スれて。遂ハ各其家ト為ス

小至レり。歌舞音樂畧史。鎌倉以來ハ北條氏ノ時ハ田樂最盛スて。足利氏

の初ニ至リても。尚衰へざりテ終ス。僧家ノ

延年及び白拍子等ノ舞態小據リ。能トいひて。一

種ノの巧ナル舞ヲをハこシ。寶生觀世金剛金春ノ四

座其業ト盛スとシ。古ノの猿樂ノ滑稽ハ狂

言トなれり。又中古ノ末ヨリ琵琶法師とて平家

の物語ト。琵琶小合セて謠ふこと流行。足利氏

の時ハ一變シてヤ俗小近キ淨瑠璃トなり。

三絃渡来して後。慶長の頃より。二百年二千年それ小合せて語ることとなりて。種々の新曲も起り。多くの流派を生じより。舞も白拍子の舞。變じて曲舞。コウワカ幸若となり。又變じて。阿國が歌舞伎となり。終ふに人情世態と。其より寫せる。今の演劇といはれるなり。歌舞音いま古へより行なれし。舞樂の重なるものを舉れば。左の如し。

久米舞。大嘗會の時ふ行なふ。琴取二人。舞者八人。大伴琴と彈じ。佐伯刀を執り。蜘蛛斬の状を作す。今義解。貞觀儀式。北山抄。江家次第。二氏供奉して。世々絶ゆることなし。

隼人舞。大嘗及び新嘗會の時行なふ。火闌降命の子孫。世々相傳へて之を供奉す。日本紀。今集

五節舞。大嘗及び新嘗會の時行なふ。天武天皇の時より始まふ。日本紀。續日本紀。貞觀儀式。延喜式。

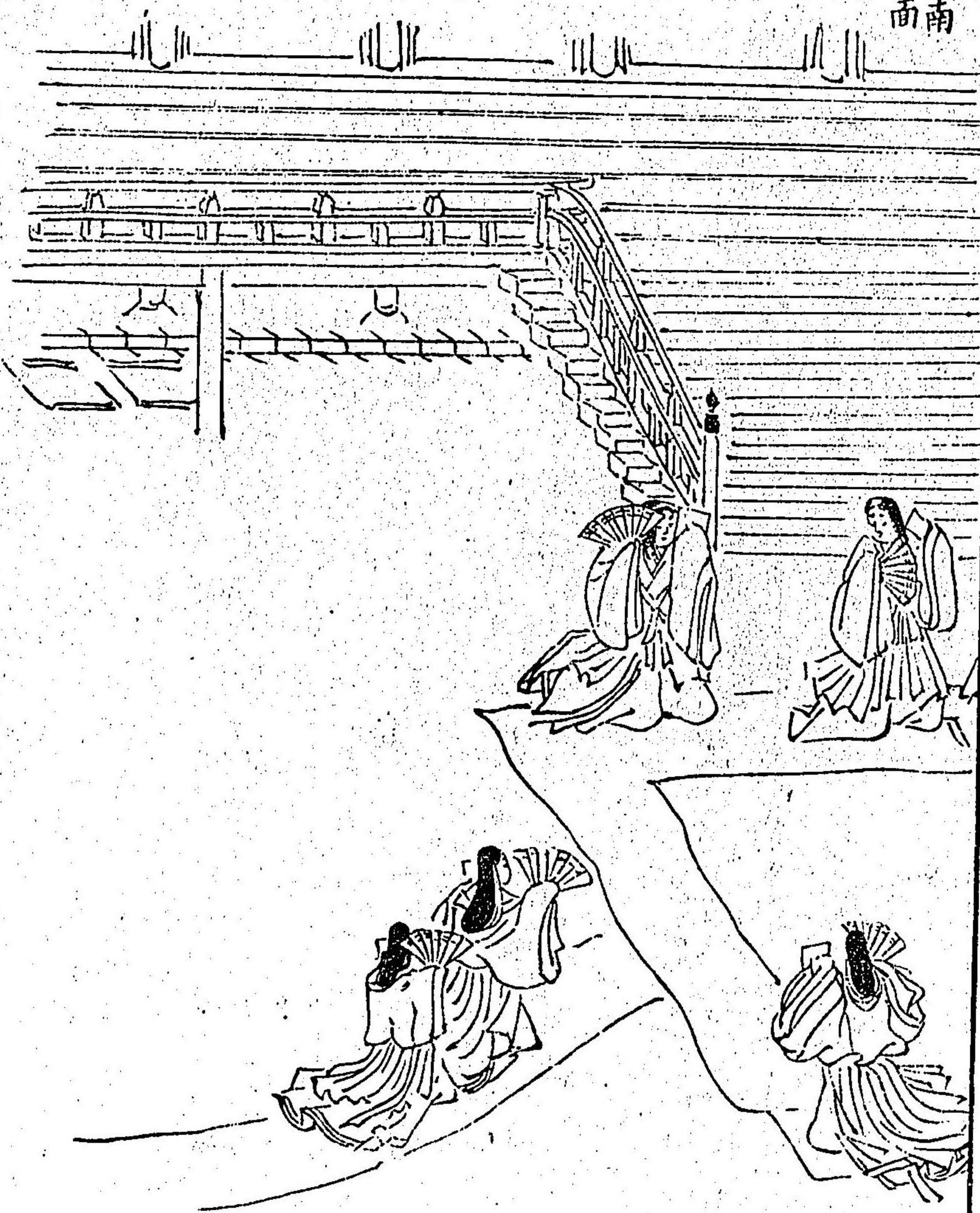
吉志舞。まこと吉志部樂といふ。大嘗の時之と奏す。世々安倍氏の供奉せしところなり。その初め。大嘗の日小奏せしより。一小大嘗會舞といふ。續日本紀。三代實錄。北山抄。引吏部王記。

倭舞。もと大和國より出でしをもて。名けし。

踏歌節會
舞妓圖
画所預春日
光長の年中
行事画卷を
抄出す



紫宸殿
南面



古今童 大嘗。鎮魂。及び諸社の祭祀ふ之と奏す。

貞觀儀式。延喜式江次第。

此他國。柶。踏歌。及び小墾田舞。飛驒樂等あり。孰も和琴。和笛を合奏も。太古及び上古ふ起原せ

一ものなり。禮樂志

中古以來。唐土傳來の物ふ。振舞。皇帝破陣樂。

團亂旋。春鶯轉。玉樹後庭花。蘭陵王。賀

殿。三臺鹽。萬歲樂。裏頭樂。甘州。皇輦。

五常樂。喜春樂。赤白桃李花。秋風樂。輪臺。

青海波。採桑老。秦王破陣樂。還城樂。傾盃。

樂。賀王恩。太平樂。打毬樂等あり。

又天竺韓土等より傳來せるものふ。菩薩。迦

陵頻。胡飲酒。安摩。二舞。倍臚。散手破陣

樂。拔頭。蘓合香。萬秋樂。蘇莫者。獅子。

拍梓。貴德。新靺鞨。崑崙八仙。蘇志摩利等

あり。又新鳥蘇。古鳥蘓。退走禿。皇仁。林下。

納蘓利。綾切。白濱。地久。長保樂。石川

等。その傳來詳ふらざるもの多し。孰も。晉鼓。

大鼓。鉦鼓。銅鈸子。莫目。拈鼓。揭鼓。奚

婁。篳篥。簫。琵琶。答生。篳篥。方啟。箏。

横笛。五絃。尺八等とあり。奏と。教訓抄。歌舞音樂畧

嵯峨天皇。仁明天皇へ。殊ふ唐樂を好ませたまひ。いは。我邦にて新製せられし樂少からず。北

庭樂。承和樂。春庭樂。央宮樂。感城樂。胡

蝶。延喜樂。放鷹樂。應天樂。清上樂。長慶

子等是なり。教訓抄。歌舞。これらの樂舞の中。亡び

たるもあれど。大抵猶樂家より傳えれり。

神樂。天鈿女命の神態より起れり。その器。琴笛と

用ふ。古語拾遺。清和天皇。神樂歌を撰定したま

ひしより。歷朝和舞と共に之を神事より奏せら

る。貞觀儀式中。醍醐天皇。勅して神樂譜を定め

らる。其後其歌章を定めて三十八曲とす。今傳

へるもの是なり。悦月抄。その曲。おのづか本歌末

歌あり。音節まこと種々の法あり。皆樂家の傳ふ

るところなり。奈良朝以來。清暑堂にて。臨時

神宴の時。御神樂ありし。一條天皇の時より。

隔年十二月必禁中ふて行をせ給ひ白河院以

後。毎年の事となる。これを内侍所の御神樂

といふ。人長の舞あり。後世伊勢。石清水。加茂の

類の大社ふ。皆古來傳習の神樂あり。又諸社

ふて行ふ里神樂まどりのものなり。正式の變なり。禮樂志
催馬樂。もと里巷の歌謡ふ起まり。貞觀の初め。

尚侍廣井女王。持よこの曲と善くせしこと見ゆれば。中古以來の物なることあるべし。三代實録

後ふい。朝家及び顯貴の家の宴遊ふい。唐樂の曲と。催馬樂の歌とを取交へて。興となせり。凡

催馬樂は二流あり。左大臣雅信の傳と。藤家といひ。式部卿敦實親王の傳と。源家といふ。律五世

呂三十合せて六十一曲あり。今世ふ傳ふ。梁塵抄。入催馬綾。

東遊アツアツビ。

まゝ東舞ともいひり。もと東國の風俗歌

ふらむとも舞ふる故ふ。名づけたり。歌舞音略史。

樂器いふし。和琴を用ひし。後笛箏篋と

も用ふることもあり。歷朝祭祀は之と行

る。凡五曲あり。體源抄。公事根源。

風俗歌。

こゝもと諸國は行をきし。歌謡の中ふ

て。曲調のよきを撰びて。上下の人乃うたひし

ものなり。體源抄。古今集は。近江風水風葦風風を稱

せし。皆其所々の風俗の歌ふて。振りとい曲節

といふがごとし。樂書は載る所。二十五曲あり。

古本風
俗歌譜

服忌及び觸穢の事

服忌いふ一へを服假といふ。職事官の喪に遭ひたる時。暇と賜ふ義よりて。服とい喪服を着ることなり。大寶の時。始めて服紀の制とさだむ。

君。天子と

父母。

夫。

本主。

右一年

祖父母。

養父母。

右五月

曾祖父母。

外祖父母。

伯叔父姑。

妻。

兄弟姉妹。

夫之父母。

嫡子。

右三月

高祖父母。

舅姨。

嫡母。

繼母。

繼

父同居。

異父兄弟姉妹。

衆子。

嫡孫。

右一月

衆孫。

從父兄弟姉妹。

兄弟子。

右七日

職事官父母の喪に遭ふ時ハ。並に解官と。自餘ハ皆假を給ふ。夫。祖父母。養父母。外祖父母。ハ。卅日。三月の服ハ廿日。一月の服ハ十日。七

日の服より三日とす。無服の殤なり。生れて三月よりいふまでを本服三月なり。む假三日を給ふ。その一月の服より二日。七日の服より一日なり。又受業師の喪より三日と給ふ。解令義尔来歷朝皆之に依る。武家の制。小異同ありといへども。概ね異なることなし。今の制は即武家の法なり。法曹至要鈔。青標紙。服忌令。服は天皇は。本服二等以上の親の喪の為より。錫紵と服し。三等以下及び諸臣の喪は。帛衣と除く外。雑色を通用したまふ。解令義庶民は藤衣とて。布を鈍色に染め。親疎によりて濃薄あるものと

着たり。いつの頃より棄れふたり。年々隨筆そもく服紀の制は。もと人情は本づきて定められたるものなり。親戚の喪は遭ひしほどに。悲哀の情切ふして。心專一なり。む假と給ひ。まゝに喪服を着るほどに。猶その情のさめやらぬものなり。これを假竟りて後。公事に従ふも。猶喪服をいふ出仕をすることなりき。年々隨筆又奪情従公といふ制あり。これに喪服の中も。樞要器量の官人。出仕を許さる。事ふて。朝参も朝服を着し。家は在りては猶喪服と着し。

たるを。後、喪制の事も絶えざる故。たゞ除服出仕といふ名稱ふのとなりて。官人たるもの。概ね許さず。事となき。令義解拾芥抄。年々隨筆。又大寶令。五等親の差別あり。これハ法律上の都合よりて。親族とかく區別したるものと見ゆ。故に親戚の輕重ともて定めたる。服紀といまた異なる事あり。例せば外祖父母も四等親なり。と。服ハ三月とし。庶子ハ一等親なれど。服ハ一月とす。おの如し。

五等親圖

一等 父母。養父母。夫。子。養子。

二等 祖父母。嫡母。繼母。伯叔父。姑。兄弟姉妹。夫之父母。妻妾。姪。孫。子婦。同。父妾。

三等 曾祖父母。伯叔婦。夫姪。從父兄弟姉妹。異父兄弟姉妹。夫之祖父母。夫之伯叔姑。姪婦。繼父。同居前妻妾子。

四等 高祖父母。從祖々父姑。從祖伯叔父姑。夫兄弟妻妾。再從兄弟姉妹。外祖父母。舅姨。兄弟孫。從父兄弟子。外甥。曾孫。孫婦。妻妾。前夫子。

五等 妻妾父母。姑子。舅子。姨子。玄孫。外孫。女聲。義解。

今の制ハこれ小同シ。新律綱領

觸穢ハ汚穢ハ觸ミテ其氣を受るといふ。これ
も穢氣を蒙りしものハ志精一ならざる恐れあ
るふよりテ神事ハ殊ハ之を忌むナリ。大寶の
制神事あること小必諸司トして散齋致齋せし
む其散齋の内ハ喪を吊ひ病を問ひ肉を食ひ
刑殺を判し罪人を決罰し音楽を作し穢惡の事
小預ることと得ざらんハ也。今義解
後ハ紀元一千年ハ神事ハとふらむ穢ハ觸れた
るものハ内裏ハも出入と禁ト人ハ對するも也。

忌み憚るべきことハなれり。穢ハ人死。改葬。
傷胎。産。觸失火所。五體不具。喫猪鹿肉。
六畜産。吊喪。問病。到山作所。遭三七日法
事等ナリ。この他。血。灸。五辛。月水。懷妊。及
び汚穢ハついで甲乙丙の次第等ありき。維新後
總べて之と廢せらる。延喜式拾芥抄
法曹至要鈔

日本制度通考



明治二十二年九月廿六日印刷
同 年九月一日出版

版權所有

著者

萩野由之

麹町區飯田町
三丁目二十五番地

同

小中村義象

本郷區駒込
西片町十番地

印刷兼
發行者

吉川半七

京橋區南傳馬町
一丁目十二番地



